

平成29年第2回白鷹町議会定例会 第1日

議事日程

平成29年3月7日（火）午前10時開議

- | | | |
|-------|-------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 施政方針 |
| 日程第 5 | 議第 3号 | 平成29年度白鷹町一般会計予算について |
| 日程第 6 | 議第 4号 | 平成29年度白鷹町十王財産区特別会計予算について |
| 日程第 7 | 議第 5号 | 平成29年度白鷹町下水道特別会計予算について |
| 日程第 8 | 議第 6号 | 平成29年度白鷹町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第 9 | 議第 7号 | 平成29年度白鷹町農業集落排水特別会計予算について |
| 日程第10 | 議第 8号 | 平成29年度白鷹町介護保険特別会計予算について |
| 日程第11 | 議第 9号 | 平成29年度白鷹町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第12 | 議第10号 | 平成29年度白鷹町水道事業会計予算について |
| 日程第13 | 議第11号 | 平成29年度白鷹町立病院事業会計予算について |
| 日程第14 | 議第12号 | 平成29年度白鷹町訪問看護ステーション事業会計予算について |
| 日程第15 | 議第13号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第16 | 議第14号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第17 | 議第15号 | 白鷹町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第18 | 議第16号 | 白鷹町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第19 | 議第17号 | 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第20 | 議第18号 | 白鷹町いじめ防止対策の推進に関する条例の設定について |
| 日程第21 | 議第19号 | 白鷹町課設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第22 | 議第20号 | 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第 2 3 議第 2 1 号 白鷹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議第 2 2 号 白鷹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議第 2 3 号 白鷹町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 議第 2 4 号 荒砥駅前交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 7 議第 2 5 号 山形県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 2 8 議第 2 6 号 平成 2 8 年度白鷹町一般会計補正予算（第 1 0 号）について
- 日程第 2 9 議第 2 7 号 平成 2 8 年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 3 0 議第 2 8 号 平成 2 8 年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 3 1 議第 2 9 号 平成 2 8 年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 3 2 議第 3 0 号 平成 2 8 年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 3 3 議第 3 1 号 平成 2 8 年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 3 4 議第 3 2 号 平成 2 8 年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 3 5 一般質問
- 日程第 3 6 請第 1 号 「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願について
- 日程第 3 7 委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

○出席議員（14名）

- | | | | |
|------|----------|------|-----------|
| 1 番 | 遠藤 幸一 議員 | 2 番 | 渡部 善美 議員 |
| 3 番 | 笹原 俊一 議員 | 4 番 | 佐々木 誠司 議員 |
| 5 番 | 小口 尚司 議員 | 6 番 | 小形 輝雄 議員 |
| 7 番 | 田中 孝 議員 | 8 番 | 山田 仁 議員 |
| 9 番 | 奥山 勝吉 議員 | 10 番 | 石川 重二 議員 |
| 11 番 | 佐藤 京一 議員 | 12 番 | 菅原 隆男 議員 |

13番 関 千鶴子 議員

14番 今野正明 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 誠 七
副 町 長	横 澤 浩
教 育 長	沼 澤 政 幸
総 務 課 長	松 野 芳 郎
税 務 出 納 課 長	田 宮 修
企 画 政 策 課 長	湯 澤 政 利
企 画 主 幹	永 野 徹
町 民 課 長	中 村 裕 之
健 康 福 祉 課 長	齋 藤 春 美
産 業 振 興 課 長	齋 藤 重 雄
農 林 主 幹 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	菅 間 直 浩
建 設 水 道 課 長	今 野 秀 一
病 院 事 務 局 長	渡 部 町 子
教 育 次 長	菅 原 良 教
監 査 委 員	竹 田 謙 一
農 業 委 員 会 会 長	樋 口 太 一

○職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	樋 口 浩
係 長	橋 本 達 也
書 記	佐 藤 圭 子

○開会の宣告

○議長（遠藤幸一） おはようございます。

ご参集まことにご苦労さまです。

開会前に申し上げます。

平成23年3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災から6年が経過しました。かけがえのない多くの命が奪われ、広範囲に甚大な被害を受けました。

関連する東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響もいまだ大きく、解決の道は遠いと感じております。早急な本格的復興を望むものであります。

国におきましては、3月11日に「6周年追悼式」を開催し、発生時刻に全国統一の黙禱が予定されております。ことしは土曜日に当たり休会となりますので、3月定例会の初日に当たり、午前10時をもって全員で黙禱を捧げたいと思います。ご協力をお願い申し上げます。

○議会事務局長（樋口 浩） それでは、皆様、ご起立をお願いいたします。傍聴者の方も一緒にお願いいたします。黙禱。お直りください。ご着席ください。ありがとうございました。

○議長（遠藤幸一） ご協力ありがとうございました。

3月に入り、卒業式の時期となり、間もなく春本番を迎えます。啓翁桜を飾っておりますが、桜の開花も待ち遠しい古典桜の里「白鷹」の誇るべき季節となりました。ことしも深山和紙の桜のブローチを胸に定例会に臨みたいと存じます。

これより、平成29年第2回白鷹町議会定例会を開会いたします。

出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（遠藤幸一） 議事日程は配付している文書のとおり進めます。

議事に入る前に表彰伝達を行います。

○議会事務局長（樋口 浩） それでは、私から受賞者をご紹介します。

2月16日に行われました置賜地方町村議会議長会定期総会並びに山形県町村議会議長会定期総会におきまして、自治功労者表彰がございましたので、その受賞者をご紹介します。

置賜地方町村議会議長会表彰 自治功労 議員在職17年以上、遠藤幸一議長。

同じく、17年以上、今野正明議員。

山形県町村議会議長会表彰 自治功労 議員在職11年以上、関 千鶴子議員。

以上でございます。

ここで表彰の伝達を行います。受賞されました方は前にお進みいただきたく思います。

初めに、置賜地方町村議会議長会表彰伝達を行います。

最初に、遠藤幸一議長から受領いただきたく思います。副議長から伝達をいただきます。

○副議長（小形輝雄） 「表彰状、白鷹町議会遠藤幸一殿。あなたは議会議員として在職17年にわたり、地方自治の確立、郷土の発展に寄与された功績はまことに大なるものがあります。よって本会表彰規定により記念品を贈り、ここに表彰します。平成29年2月16日。置賜地方町村議会議長会会長遠藤幸一」代読。おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（樋口 浩） 続きまして、今野議員、お受け取りいただきたく思います。遠藤議長からお願いいたします。

○議長（遠藤幸一） 「表彰状、白鷹町議会今野正明殿。あなたは議会議員として在職17年にわたり、地方自治の確立、郷土の発展に寄与された功績はまことに大なるものがあります。よって本会表彰規定により記念品を贈り、ここに表彰します。平成29年2月16日。置賜地方町村議会議長会会長遠藤幸一」おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（樋口 浩） 続きまして、山形県町村議会議長会表彰伝達を行います。関議員、お受け取りください。

○議長（遠藤幸一） 「表彰状、山形県白鷹町議会関 千鶴子殿。あなたは町村議会議員として11年以上の長きにわたり、地方自治の確立、地域の振興発展に寄与された功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成29年2月16日。山形県町村議会議長会会長鍋倉竹志」おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（樋口 浩） それでは、ここで、受賞されました皆様にご挨拶をいただきたいと思ひます。

最初に、遠藤議長からお願いいたします。

〔1番 遠藤幸一 登壇〕

○1番（遠藤幸一） では、一言お礼を申し上げます。

このたびの受章に際しまして、議員の皆様から大変なお力添え、さらには町当局よりご協力いただいたたまものと、深く感謝を申し上げる次第であります。

また、ただいま表彰をいただきましたけれども、置賜地方町村議会ということで、何か私がもらうことで何となく複雑な思いでありますけれども、そんな中で表彰いただきましたことに、改めて感謝とお礼を申し上げたいと思ひます。

議員在職17年を経過したところでありまして、この間にわたりまして、先輩、そして同僚議員からのご指導、さらには町当局からのご協力なども得まして、議会内におきましていろんな役職を務めてきたところでもございます。私みずから少しは苦勞し

ながら、おのれを磨きながら、議会の役に立つべく努めてまいったところでもありますけれども、果たして期待に沿えるのか、今じくじたる思いをしておるところでもあります。

ご案内のとおり、地方議会は二代表制ということで、いわゆる議会は多数の合議制の機関として、さらには町は独任制機関としてそれぞれ違うわけですがけれども、お互いに競い合いながら、そして協力、そして連携をとりながら、町政発展のために邁進していかなければならないなと強く感じているところでもございますので、今後とも議員各位のご指導、ご協力のほどをお願いを申し上げながら、御礼の言葉にかえさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。（拍手）

○議会事務局長（樋口 浩） 続きまして、今野議員、お願いいたします。

〔14番 今野正明 登壇〕

○14番（今野正明） 私からも、一言御礼と感謝の言葉を申し述べさせていただきたいと思います。

きょう、こうして身に余る表彰を賜りましたこと、ひとえにここにおられます同僚議員の皆様方、そして当局の皆様、さらにはお世話になりました先輩議員の皆さん、そして町民の皆さん、それぞれのご指導、ご鞭撻のたまものと、深く感謝をしております。本当にありがとうございました。

過ぎ去りしかばあつという間の17年でございます。その間、陰に陽にお支えいただき、またお導きいただきました全ての皆さんに心からの感謝を申し上げ、御礼の言葉とさせていただきます。きょうは本当にありがとうございました。（拍手）

○議会事務局長（樋口 浩） 続いて、関議員、お願いいたします。

〔13番 関 千鶴子 登壇〕

○13番（関 千鶴子） 私からも一言御礼のご挨拶を申し上げます。

このたびは、山形県町村議会議長会より自治功労の表彰の栄に浴しましたこと、本当にありがたく、そして感謝しているところでございます。

さきに、先輩議員の遠藤議長、今野議員からもございましたように、私も本当に今まで当局の皆様、議員の皆様、そして諸先輩の皆様、町民の皆様方に支えられ、今日があるのだなと思い、心から皆様方に感謝申し上げる次第です。

そして、これからも精いっぱい町発展、町民の皆様方の福祉向上のために尽力するつもりであります。皆様方のますますのこれからもご指導、ご鞭撻のほどを心からお願い申し上げます、一言御礼の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議会事務局長（樋口 浩） ありがとうございました。大変おめでとうございました。それでは、お席のほうにお戻りいただきたいと思っております。

続いてご紹介申し上げます。同じく2月16日に行われました山形県町村議会議長会定期総会におきまして、議会広報コンクールの表彰がございました。白鷹町議会議会広報

しらたか第131号が入選いたしました。前に掲示しておりますけども、ご紹介させていただきます。おめでとうございます。（拍手）

以上をもちまして、表彰伝達を終わります。受賞まことにおめでとうございます。

○議長（遠藤幸一） 表彰伝達が終わりました。

○会議録署名議員の指名

○議長（遠藤幸一） 議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、白鷹町議会会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

2番 渡部善美君

3番 笹原俊一君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（遠藤幸一） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、2月28日開催の議会運営委員会に諮問したところ、3月7日から3月17日までの11日間が適当との答申がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。

よって会期は、3月7日から3月17日までの11日間と決定いたしました。

○諸般の報告

○議長（遠藤幸一） 日程第3、諸般の報告を行います。

内容を議会事務局長に朗読いたさせます。議会事務局長。

○議会事務局長（樋口 浩） 諸般の報告。

1. 置賜地方町村議会議長会定期総会、2月16日山形市で行われました。

平成28年度会務報告及び予算執行状況報告があり、平成29年度事業計画及び予算、負担金等について原案のとおり議決しました。また、議事に先立ち、自治功労者表彰が行われました。

白鷹町の被表彰者は、議員在職17年以上 遠藤幸一議員。

同じく、今野正明議員でございます。

2. 第68回山形県町村議会議長会定期総会、2月16日山形市で行われました。

平成29年度事業計画並びに収入支出予算等について原案のとおり議決しました。ま

た、「地方創生の推進」や「地方議会議員の厚生年金制度への加入実現」など11項目を盛り込んだ決議を採択しました。

議事に先立ち、県知事表彰、自治功労者表彰並びに町村議会広報コンクール表彰が行われました。

白鷹町議会の被表彰者 山形県町村議会議長会表彰 議員在職11年以上 関 千鶴子議員。

山形県町村議会広報コンクール表彰 入選 「議会だより しらたか」白鷹町議会以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 諸般の報告が終わりました。

○施政方針、議第3号～議第12号上程、説明、総括質疑、付託

○議長（遠藤幸一） 日程第4、施政方針から日程第14、議第12号 平成29年度白鷹町訪問看護ステーション事業会計予算についてまで、以上11件は平成29年度の施政方針並びに各会計予算でありますので、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

初めに、施政方針の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 本日、ここに、白鷹町議会3月定例会の開会に当たり、平成29年度に臨む町政運営について所信の一端を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

国の地方財政対策において、地方の一般財源につきましては、総額の確保を図った上で、平成28年度を上回る対応が図られております。

しかしながら、財源不足を臨時財政対策債の増額で補填する形での措置となっており、これに加えて、国においては、民間委託等の加速やICT化・業務改革の広域化・共同化等の取り組みを進めるとともに、地方行財政の「見える化」を徹底することとしていることから、地方財政に与える影響は大きく、地方自治体の主体性や創意工夫、業務の効率化がこれまで以上に求められているものと認識しております。

本町の財政状況につきましては、社会保障関係経費や繰出金等の増加が見込まれ、加えて、少子化対策や森林・林業再生、まちづくり複合施設整備等の主要施策の展開による歳出も見込まれることから、より一層計画的な財政運営を行っていく必要があると認識しております。

このような状況の中で、平成29年度予算につきましては、持続可能で健全な財政運営の確保を念頭に、行財政改革を緩めることなく推進しながら町政運営を行うこととし、共創のまちづくりの理念のもと、まちづくりの将来像の実現に向けて、町民と行政がさらに一体となり、次代につなぐまちづくりを推進していく観点から編成いたしました。

この結果、一般会計当初予算額は89億8,900万円となり、前年度に対し13億3,200万円、17.4%の増加となったものであります。

加えて、平成28年度補正予算において、荒砥小学校大規模改修事業や地籍調査事業などの「未来への投資を実現する経済対策」に基づく国の補正予算に対応した事業を前倒しで計上し、明許繰り越しも視野に入れて進めていることから、平成29年度は、これらと当初予算とを合わせまして、実質的に90億円を超える規模の予算となるものであります。

次に、予算の歳入歳出について申し上げます。

初めに歳入の状況であります。一般財源につきまして、町税は11億6,112万6,000円で、町民税や固定資産税の増収を見込む等により2.9%の増となったものです。地方交付税32億8,600万円のうち普通交付税は、公債費の増加に伴う交付税算入分の増加等を見込み9,500万円、3.3%の増、一方、特別交付税は、豪雨災害分の減少等により2,000万円、6.7%の減を見込んでおります。このほか臨時財政対策債を除く町債につきましては、99.9%の増で17億1,810万円となったものです。

次に歳出につきましては、性質別に見ますと、義務的経費の人件費は9億9,298万8,000円で7.3%の減、扶助費は民間保育所に係る保育園運営委託料の増等により10億3,721万4,000円で0.9%の増、公債費は11.2%の増の9億2,293万7,000円となり、義務的経費全体では0.8%の増となったものです。

普通建設事業費は、こども園支援事業や鮎貝小学校駐車場整備事業の皆増、まちづくり複合施設整備事業の増等により128.9%増の24億307万7,000円となったものです。

補助費等は、白鷹っ子養育事業の皆増等により6.2%の増、12億5,459万1,000円、物件費は、地籍調査事業の減等により0.8%減の10億10万9,000円となったものです。

特別会計及び企業会計につきましては、全体で62億8,367万1,000円を計上いたしました。前年度と比較しますと、下水道特別会計の下水処理施設の長寿命化事業の完了等により、2,779万9,000円の0.4%の減となったものです。

以上、一般会計に特別会計等を合わせた当初予算総額は152億7,267万1,000円、9.3%の増となったものです。

次に、具体的な施策について申し上げます。

平成29年度は、第5次白鷹町総合計画の後期基本計画に基づくまちづくりの3年目を迎え、白鷹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略とともに、折り返しの時期を迎えます。引き続き、総合計画後期計画に掲げております人材育成をベースに、「子育て・教育」、「雇用・産業」、「地域」、「防災」の4つの柱を重点として、各種計画等と連動し、PDC Aサイクルを徹底してまいります。

また、第5次白鷹町総合計画の計画期間も残り2年となりますことから、次期計画の策定に向けて、町民の意向調査等の取り組みを始めてまいります。

そして、第5次白鷹町総合計画の4つの柱を横断的に結び、「町民の「安全、安心」、自然（木）をいかし環境に「やさしい」施設」を基本的な理念として検討を進めてまいりました。中央公民館、図書館、町民の交流スペースとなる町民ラウンジ、防災センター、役場庁舎機能を有する「まちづくり複合施設」につきましては、平成29年度より工事に着手してまいります。

子育て支援につきましては、子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育てに対する不安感を解消できるよう、家庭・地域・町が一体となり支援を行ってまいります。

平成29年度からは、新たに出生祝い金や絵本を贈呈する「白鷹っ子養育事業」や、木育の観点から町産材を活用した積み木を贈呈する「木育推進事業」に取り組むとともに、ひがしね保育園において平成30年度からの民営化を見据え、保育時間の延長とともに2歳児保育を開始してまいります。また、愛真こども園園舎が老朽化していることから、新たな園舎整備への支援を行ってまいります。

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、中学3年生相当以下の子供が3人いる家庭における第3子以降の子供の保育料を無料化する「多子世帯子育て応援事業」については、対象範囲を高校3年生相当年齢まで引き上げるほか、引き続き「しらたか元気っ子事業」や「ニコニコマタニティライフ応援事業」「小児インフルエンザワクチン接種費用助成事業」などを実施し、子育て環境の充実・支援に取り組んでまいります。

本町の教育行政の支援につきましては、引き続き「まちづくり・地域づくりの基本は人づくり、人づくりの基本は教育」を基底に、「学び、集い、笑顔かがやく白鷹人」の育成に向けて、「元気で信頼される郷土の学校づくり」「健康で創造性豊かな人づくり」を核に各施策に取り組んでまいります。

新規事業といたしまして、老朽化したスクールバス1台を更新するとともに、あゆかい保育園跡地に鮎貝小学校駐車場として整備してまいります。

また、郷土愛の醸成等を図るため、児童生徒が新聞に親しみ学習に活用できる環境を整備する1学級1新聞事業に取り組むとともに、子育て支援、保護者負担軽減の観点から、スキー授業における白鷹スキー場リフト代の完全無料化や学校給食費支援事業を実施いたします。

さらに、中学校での業務の効率化を図り、教職員が生徒との時間をより多く確保できるよう、校務用パソコンの更新にあわせ、校務支援ソフトを導入してまいります。

また、拡充・継続事業では、今後の英語教育の早期化・充実に対応するため、英語指導助手を増員するとともに、小学校にタブレットやプロジェクターを導入し、ICT教育環境を整備してまいります。また、引き続き、荒砥小学校大規模改修事業に取り組むとともに、学校生活支援員や教育相談員の配置、新入学児童ランドセル贈呈事業、全町的なスクールバスの運行等に取り組んでまいります。

学校給食では、共同調理場の設備更新を計画的に実施するとともに、2年目となる民間委託による調理・配送等の業務を継続しながら、地産地消に配慮し、これまで同様安全安心でおいしい給食を提供してまいります。

まちづくり・地域づくりには、人材の育成・確保は欠くことのできないものであります。

荒砥高等学校につきましては、魅力ある学校づくりに向けて、引き続き新入生応援事業や介護職員初任者研修、教育支援員の配置や部活動等について支援してまいります。白鷹高等専修学校につきましては、学習環境の充実を図るため、施設整備について支援するとともに、引き続き教育体制充実に向け、置賜管内市町と連携しながら支援してまいります。

生涯学習につきましては、平成29年度から5カ年計画とする白鷹町生涯学習振興計画に基づき、引き続き白鷹学講座の開催を初め、放課後子どもプラン推進事業や学校支援地域本部事業、家庭教育推進事業などに取り組んでまいります。

生涯スポーツについては、7月末より開催される全国高等学校総合体育大会女子ソフトボール競技大会の成功に向けて、高等学校体育連盟や実行委員会と連携しながら進めてまいります。また、若鮎マラソンコースの公認更新申請を行うとともに、若鮎マラソン大会や地区対抗駅伝競走大会など、各種スポーツ大会の開催について関係団体等と連携しながら取り組んでまいります。総合型地域スポーツクラブや各種スポーツ団体の活動につきましても、引き続き支援してまいります。

文化財の保護・伝承等につきましては、国の重要文化財である観音寺観音堂の茅葺屋根全面改修と消防設備の更新を支援してまいります。

芸術文化につきましては、引き続き、町芸術文化協会や文化交流センター「あゆむ」との連携による各種事業展開を初めとして、こども芸術文化活動事業による子供たちの芸術文化活動支援など、各種団体の育成や活動支援に努めてまいります。また、修復が必要な梅津五郎画伯の作品について、計画的に修復作業を行うとともに、3回目となる芳賀秀次郎賞詩作コンクールを支援してまいります。

図書館につきましては、新図書館の運営等の検討とともに、小中学校の図書館の蔵書整理等を行うため図書館司書を増員するとともに、引き続き長時間開館サービスを実施するなど、図書館サービスの向上に努めてまいります。

平成27年度から取り組み、参加した子供たちに確かな成長が見られた中高生対象の青少年国際交流事業や、若者定住、Uターン、婚活などの一助となるよう一定の年代が集う学年単位の交流会に対する支援を引き続き行うとともに、平成27年度に策定した男女共同参画推進計画に基づき、女性が輝く社会の実現に向け取り組んでまいります。

また、婚活支援につきましては、引き続き婚活サポート専門員を配置するとともに、婚活者へ出会いの場を創出するための企業間の交流支援にも取り組みながら、「婚活サポート事業」の拡充を図ってまいります。

農業を取り巻く情勢につきましては、T P P協定からの米国の離脱表明や、平成30年から米政策の大幅な転換など、先行き不透明な要素がある中、安定的な農業経営や農業後継者の育成、確保が課題となっております。

そのため、白鷹町農業再生協議会に新たな専門員を配置し、白鷹町の特徴を生かした産地づくりと、「人・農地プラン」の話し合いをベースにした農地中間管理事業の活用による担い手への農地の集積化を推進してまいります。

農業委員会等に関する法律の改正により、本町においては平成29年7月から新制度による農業委員が選出されるとともに、新たに農地利用最適化推進委員が設置されることとなります。農地制度の適切な運用を図りながら、農地の集積や遊休農地・荒廃農地の発生防止に向けて、関係機関との連携を深めながら取り組んでまいります。

また、本町の農業振興の基本となる農用地の確保などを定める「白鷹農業振興地域整備計画」については、計画の見直しに取り組んでまいります。

町地域農業活性化センターにおいては耕作放棄地の解消事業と、新規就農者受入協議会を中心とした就農希望者の受け入れの取り組みを積極的に進めてまいります。

さらに、安全で安心な農産物を提供する食育・地産地消の取り組みも、引き続き推進してまいります。

農業の生産基盤の整備を進める土地改良事業は、県営事業の萩野地区耕作放棄地解消発生防止基盤整備事業や、川戸金剛地区ため池総合整備事業、諏訪堰地区水利施設整備事業を継続してまいります。

また、中山間地域等直接支払交付金事業及び多面的機能支払交付金事業を活用し、農村集落の多面的機能の維持・確保と、耕作放棄地の発生防止を図ってまいります。

県下一の人工林地帯である本町においては、杉を中心とする民有林の約6割が主伐期を迎えており、これらの資源の有効活用と「緑の循環システム」を維持するため、白鷹町森林・林業再生協議会を中心に、森林の境界明確化事業を引き続き実施してまいります。境界が明確化された地域から、国・県事業を活用し、森林整備を進めるとともに、町独自に主伐後の再造林支援も行ってまいります。

林道事業につきましては、森林資源の活用の状況などを踏まえ、優先順を決めて順次取り組んでまいります。

また、保安林等の保全すべき松林での松くい虫防除を継続して実施するとともに、近年被害が大きくなってきている有害鳥獣の対策につきましても、国・県の事業を活用しながら対応してまいります。

景況は、国全体では全体的に緩やかな景気回復基調にあります。しかし、本町におきましては、依然として小売・サービス業は厳しい状況であり、緩やかな回復基調にある製造業においても、経済状況の先行きが不透明となっております。

そのような中で、引き続き白鷹サテライトオフィスなど関係機関と連携し、首都圏を中心に受注活動を展開してまいります。また、地域産業の活性化と雇用の場の創出を目指し、企業立地促進事業や企業誘致活動を推進するとともに、創業者支援にも取り組んでまいります。

さらに、現場力や技術力の向上を目指し、中小企業技術者養成事業の継続や、新たに地場産業元気支援事業やものづくり応援事業を実施し、意欲のある小規模事業者の販路開拓や設備投資を支援してまいります。

雇用対策につきましては、就労環境改善対策事業を展開するとともに、新規学卒者やUIターン希望者への就職支援を行う人材確保対策事業の継続、雇用枠の確保・拡大促進に向けた取り組みを引き続き行ってまいります。

商業につきましては、町内消費の拡大と商業の活性化につなげていくため、商工会が実施する商業活性化促進事業や小規模工事の受注を促進する建築需要促進事業に引き続き取り組んでまいります。

観光交流につきましては、平成26年度に策定した「白鷹町観光交流推進計画」に基づき、「日本の紅（あか）をつくる町の推進」と町内周遊を推進する「まるごと白鷹町」を重点施策と位置づけ、各種事業を展開してまいります。

「日本の紅（あか）をつくる町」につきましては、紅花生産日本一の町としての知名度をさらに高めるため、観光と生産の両面を推進し、誘客拡大に結びつけてまいります。

「まるごと白鷹町」につきましては、白鷹の四季を生かした観光4シーズン化をより一層進めるとともに、町内観光拠点施設の充実とその連携による町内周遊の推進を図り、着地・滞在型観光を進めてまいります。

また、深山和紙や白鷹紬を初めとする町の伝統工芸品や豊かな自然・田舎暮らしなど、白鷹町ならではの素材を生かした観光メニューの掘り起こしを進めるとともに、教育旅行による都市部の子供たちの受け入れを推進し、「見て・触れて・感じて」楽しめる交流を広げてまいります。

さらに、インバウンドの受け入れを初めとする国の観光行政の流れに的確に対応し、来町されるあらゆるお客様におもてなしの心で対応するため、観光協会を初めとする観光インフォメーション機能の充実など体制強化に取り組んでまいります。

産業間の連携につきましては、産業振興戦略会議を主体に、生産者の方々が実施する農産物を初めとする白鷹町産の素材を活用した6次産業化への取り組みについて、段階に応じた支援を行ってまいります。また、引き続き「白鷹」をアピールできる「SHIRATAKARED（白鷹レッド）」のブランド化に取り組むとともに、町内外への情

報発信にも取り組んでまいります。さらに、農工商観連携を推進するため、白鷹町産業フェアを引き続き開催してまいります。

環境保全の取り組みは、第2次白鷹町環境基本計画に基づき、環境保全活動、環境教育、環境情報などに携わる団体や事業者と互いに連携を図りながら、持続可能な美しいまちづくりに向け取り組んでまいります。また、ごみ処理基本計画及び地球温暖化対策実行計画に基づき、ごみ減量化やCO₂の削減など町民と一体となった取り組みを進めてまいります。

白鷹町エネルギー計画に基づく再生可能エネルギー活用の取り組みにつきましては、住民生活に根差した普及推進を図るため、個人住宅の太陽光発電設備の設置に対する助成や、地域の森林資源を活用を目指しペレットストーブ及び薪ストーブの購入に対する助成を継続実施してまいります。

町民が主役の地域づくりをより一層実践するため、地域づくりの拠点となるコミュニティセンターを中心に、地域の課題やその解決方法などについて議論を重ねていただいております。新たな取り組みも出てきていると認識しております。今後も引き続き活発な地域づくりの拠点としての活動が行われるよう、既に配置した地域おこし協力隊の増員を含め支援してまいります。

道路交通網の整備につきましては、県事業でもあります主要地方道長井白鷹線新荒砥橋架替工事の早期完成を目指し、推進してまいります。

土砂災害対策では、県事業であります大林寺、高岡地区の急傾斜地崩壊対策事業及び平成25年、26年7月豪雨により法面崩壊が発生しました箕和田及び関寺地区の復旧を図るため、急傾斜砂防自然災害防止事業に取り組んでまいります。

町道整備については、引き続き谷町八ヶ森線の歩道整備を図ってまいります。また、町道の維持関係では、除雪経費を見込むとともに、道路の維持補修を実施し、交通の安全確保を図ってまいります。

橋梁安全対策事業では、白鷹町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、老朽化の激しい町道橋の計画的な補修工事を実施してまいります。

地籍調査事業では、萩野地区の区長登記の調査継続と萩野字高森山ほかの地籍調査を実施してまいります。

住宅施策として、引き続き木造住宅の耐震化や住宅のリフォームに対して支援を行うとともに、町内への定住促進を支援するため「すまいる！四季の郷」定住促進プロジェクト及びすまいる住まい！若者定住サポート事業を実施してまいります。

下水道事業では、施設の適切な維持管理及び水洗化率の向上を図るとともに、管路施設長寿命化計画に基づき、マンホール蓋の更新工事を実施してまいります。また、荒砥橋かけかえに伴う鮎貝中継ポンプ場及び周辺管渠の移設工事を進めてまいります。

農業集落排水事業では、施設の適切な維持管理に努めるほか、町全域の生活排水処理率の向上を図るため、町設置管理型合併処理浄化槽設置事業を推進してまいります。

水道事業は、安心でおいしい水を安定的にお届けするため、施設の管理、運営に万全を期してまいります。また、老朽化した設備の更新を計画的に実施するとともに、引き続き経費の節減に努め、財務内容を改善し、経営基盤の強化を図ってまいります。

地域公共交通につきましては、デマンド型乗合タクシーと住民混乗型スクールバスを継続運行するほか、鉄道事業再構築事業の認定により、上下分離方式を導入した山形鉄道株式会社の経営改善に向けた支援を、県及び沿線2市2町が連携して取り組んでまいります。高齢化の進行等により今後ますます公共交通機関の役割が大きくなることが想定される中、デマンド型乗合タクシーにおいては、運転免許自主返納者の料金割引を実施するとともに、土曜運行の実証実験に取り組んでまいります。

さらに、生活しやすい地域づくりとして、高齢者等の買い物環境の充実を図るために、新たに買い物環境充実支援実証実験事業にも取り組んでまいります。

地方創生の実現には、人口減少、経済規模縮小に歯どめをかけるため、地方への新しい人の流れをつくることが求められております。本町への人の流れをつくるために、積極的な情報発信やPR・宣伝活動、移住交流相談窓口の設置など、ふるさと移住応援プログラムを実施してまいります。

高齢者福祉につきましては、単身世帯や高齢者世帯がふえる中で、高齢者が気軽に集える居場所づくりを推進し、住みなれた地域で元気で安心して暮らせるよう体制づくりに努めてまいります。また、平成30年度から始まる第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画を策定してまいります。

介護保険事業につきましては、高齢者が介護が必要になっても住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく一体的に提供する地域包括ケアシステムの推進や、認知症に対する支援、元気な高齢者の社会参加の促進、介護予防及び介護が必要な方へのサービスの提供に取り組んでまいります。また、今年度新たに介護予防・日常生活支援総合事業が開始され、より多くの高齢者が自分の体力に合った介護予防に定期的に取り組み、健康寿命が延伸できるよう事業を実施してまいります。

障がい者福祉につきましては、第2次障がい者プランに基づき、障がいのある人の生活支援やその人の能力を十分に発揮できる環境整備を推進し、障がいのある人もない人も共に生きる社会の実現に向け取り組んでまいります。

健康づくり事業につきましては、第2次健康増進計画に基づき、生活習慣病予防と重症化予防による健康寿命の延伸に取り組んでまいります。

各種検診につきましては、受診費用の一部公費負担を行うとともに、未受診者に対しての電話や訪問による勧奨を行い、受診率の向上に努めてまいります。

また、引き続き、「子どもの健康づくり健診」や「しらたか健紅マイレージ事業」の実施により、町民の健康づくりの意識向上を図ってまいります。

母子保健事業につきましては、少子化対策として妊娠出産を望んで治療を受けている夫婦の経済的負担軽減のため「特定不妊治療費助成」を拡充し、妊娠から出産、子育てまで安心して子供を産み育てることができるよう総合的な子育て支援に努めてまいります。

本町医療の基幹である病院事業につきましては、外来・入院・在宅診療等の継続した事業はもとより、経年劣化した建物、機械を計画的に整備するとともに、「地域住民から信頼される病院」の基本理念のもと、山形大学医学部附属病院や公立置賜総合病院等との医療連携、町内医療機関との協力体制を図り、医師の確保に努め、地域医療の中核を担ってまいります。

自治体病院を取り巻く環境は全国的に厳しい状況にありますが、「新白鷹町立病院改革プラン」に基づき、良質で安全な医療を継続的に提供できるよう、持続可能な病院運営を目指し、経営の健全化に努めてまいります。

近年頻発する地震や豪雨災害、豪雪などから生命や財産を守るため、地域防災力の向上や防災基盤の整備など、災害に強いまちづくりを推進し、安全・安心なまちづくりに取り組んでまいります。

地域防災力の向上においては、引き続き自主防災組織の防災訓練等の防災活動へ支援を行うとともに、町総合防災訓練や防災研修会等の開催により、地域における防災意識の向上に努めてまいります。

また、最上川の洪水浸水想定区域が見直されたことに伴い、ハザードマップを更新するとともに、町民の皆様への周知を図ってまいります。

防災基盤の整備においては、防災センター機能を有する「まちづくり複合施設」の整備にあわせ、防災倉庫の整備を行ってまいります。また、平成4年に導入した小型ポンプ積載軽自動車3台を更新するとともに、有蓋貯水槽や消火栓など消防施設の整備を行い、地域の防災基盤強化を図ってまいります。

交通安全対策につきましては、道路標識等、交通安全施設の整備を図るとともに、各種団体と連携し交通安全教室の開催や街頭啓発活動の実施など、事故防止に向けた取り組みを行ってまいります。

防犯活動につきましては、「犯罪のない安全で安心して暮らせるまち」を目指し、白鷹町防犯協会と各地区コミュニティセンター等が連携しながら防犯パトロール活動を展開し、関係機関合同での通学路点検や防犯灯の適切な設置など、安全で安心なまちづくりを進めてまいります。

空き家対策につきましては、平成28年度に設立しました空き家等対策協議会において引き続き空き家対策について検討を進めるほか、地域の生活環境の保全や防犯・防災の観点から空き家の解消に向けた取り組みを支援してまいります。

活用できる空き家対策としては、空き家バンクを通じて契約された方に対する引っ越し費用等の一部助成やリフォーム費用の一部助成を行ってまいります。

また、危険空き家対策としては、所有者などがみずから行う危険空き家の解体に対し、解体費用の一部を助成する「空き家等解体補助事業」に取り組んでまいります。このほか、空き家の適正管理を行う空き家管理サービスにつきましては、民間事業者に主体的に取り組んでいただくことにしております。

行財政改革につきましては、第5次行財政改革大綱に基づき、地域・民間・行政の連携を念頭に行動計画を着実に進めるとともに、まちづくりの主要施策を効率的・効果的に実現するための組織づくり、人づくりに継続して取り組んでまいります。また、公共施設等の計画的な維持管理等につきましては、公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点から効果的な取り組みを進めてまいります。

以上、平成29年度の施政方針を申し上げましたが、本町のさらなる発展と住民福祉の向上に向け、全力を傾注してまいり所存でありますので、町民の皆様並びに議員各位には、より一層のご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（遠藤幸一） 施政方針の説明が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時15分といたします。

休 憩 （午前10時58分）

再 開 （午前11時15分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

続いて、所管ごとに予算の説明を求めます。

初めに、一般会計予算、十王財産区特別会計予算について、総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） [平成29年度白鷹町一般会計予算書を朗読して説明した]

[平成29年度白鷹町十王財産区特別会計予算書を朗読して説明した]

○議長（遠藤幸一） 次に、下水道特別会計予算、農業集落排水特別会計予算及び水道事業会計予算について、建設水道課長、今野秀一君。

○建設水道課長（今野秀一） [平成29年度白鷹町下水道特別会計予算書を朗読して説明した]

[平成29年度白鷹町農業集落排水特別会計予算書を朗読して説明した]

[平成29年度白鷹町水道事業会計予算書を朗読して説明した]

○議長（遠藤幸一） 次に、国民健康保険特別会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算について、町民課長、中村裕之君。

○町民課長（中村裕之） [平成29年度白鷹町国民健康保険特別会計予算書を朗読して説明した]

[平成29年度白鷹町後期高齢者医療特別会計予算書を朗読して説明した]

○議長（遠藤幸一） 次に、介護保険特別会計予算について、健康福祉課長、齋藤春美さん。

○健康福祉課長（齋藤春美） [平成29年度白鷹町介護保険特別会計予算書を朗読して説明した]

○議長（遠藤幸一） 次に、病院事業会計予算及び訪問看護ステーション事業会計予算について、病院事務局長、渡部町子さん。

○病院事務局長（渡部町子） [平成29年度白鷹町立病院事業会計予算書を朗読して説明した]

[平成29年度白鷹町訪問看護ステーション事業会計予算書を朗読して説明した]

○議長（遠藤幸一） 以上で各会計予算の説明が終わりました。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開を午後1時10分といたします。

休 憩 （午前11時52分）

再 開 （午後1時10分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

平成29年度施政方針並びに各会計予算10件を一括して総括質疑を行います。なお、質疑は登壇して行ってください。14番、今野正明君。

[14番 今野正明 登壇]

○14番（今野正明） 総括質疑を行います。

平成29年度一般会計は、対前年度比17.4%増の「まちづくり複合施設整備事業」等の主要施策を含む89億8,900万円。国の28年度補正の繰り越しを含めた実質予算は90億円を超えるビッグ予算となっております。

この予算編成に際しては、持続可能で健全な財政運営を念頭に、行財政改革を緩めることなく「共創のまちづくり」の理念のもと、まちづくりの将来像に向けて町民と行政がさらに一体となり、次代につなぐまちづくりを推進していく観点から編成したとしております。

そして、施策の概要では、第5次総合計画の後期計画に掲げる「人材育成」をベースに、「子育て・教育」「雇用・産業」「地域」「防災」の4つの柱を重点として、各種計画と連動しながら推し進めていくこととしております。

概要の詳細を見ますと、これら全体に配慮した予算編成となっておることにまずは安堵感を覚えますが、まずは、これらの施策の執行の暁には、どのようなまちの将来像を描いておられるのか伺います。

また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な実施によって地方創生を深化させ、「共創のまちづくり」のさらなる推進を図るとしてあります。

叫ばれている地方創生は、人口減少、東京一極集中の是正を背景としております。重点施策の「雇用・産業」がしっかりしていなければなりません。

今回の予算編成に際しては、民間の雇用のみならず、地域おこし協力隊や図書館司書の増員など公の雇用も下支えする形となっていますので、賛意を表しますが、施策の「見える化」の観点から、本予算トータルではどれほどの雇用を見込んでいるのか、数値目標をお知らせ願います。

さらに、人口減少は病院の患者数、フラワー長井線の利用客数、荒砥高校の生徒数等々さまざまな分野に影響を及ぼしています。町立病院、長井線、荒砥高校は、本町の経済、教育、福祉、医療、ひいては暮らし全般にわたって町存続の生命線と捉えます。

これらにも配慮ある予算となっていますが、ただ行政のみの施策では限界があります。共創のまちづくりの観点からも、町民皆で共通認識を持って守り存続する協力体制も必要ではないでしょうか。

地方創生の「日本の紅（あか）をつくる町」の事業展開についても、事業の「見える化」の観点から、また共創のまちづくりの観点からも、町民へのわかりやすい情報提供とともに、協力体制を構築しながら、オール白鷹の素材、人材を生かした「白鷹創生」にしていきたいものです。

重点施策の「地域」「防災」については、くしくも東日本大震災や昨今の種々の災害等によって、地域の自主防災やコミュニティーの重要性・大切さを学ばされたように思います。小さなコミュニティーながらも、安全・安心、そして活力と生活弱者にも温かみのあるコミュニティーを構築していきたいものです。

共創のまちづくりのもと、町民と行政のさらなる一体となって進めるまちづくりの町長のお考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 今野議員の総括質疑にお答えをさせていただきます。

平成29年度の予算編成に当たりましては、第5次総合計画の後期計画に掲げております、人材育成をベースとして、「子育て・教育」「雇用・産業」「地域」「防災」の4つの柱を重点として、各種計画と連動しながら施策展開を図るための予算として編成したものであります。

平成29年度予算につきましては、まちづくり複合施設の工事に着手させていただくことから、一般会計の当初予算としては約90億円となる規模の予算編成となりましたが、総合計画後期計画に基づき、施策の4つの柱の具現化を図るため、各分野にわたって取り組む予算として編成したものであります。

総合計画後期計画の重点としている4つの柱に係る主な施策につきましては、施政方針で申し上げたとおりでございますが、それぞれの施策を住民の皆さんとともに「共創」により着実に取り組んでいくことにより、第5次総合計画に掲げております「住んでいる人が愛せるまちづくり」「安全で安心なまちづくり」「改革と自立のまちづくり」の展開が図られ、将来像としております「笑顔かがやき 心かよう 美しいまち」が作られていくものと考えているところでもあります。

その実現に向けて、今後も取り組んでまいりたいと考えているところでもあります。

次に、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取り組みにつきましてお答えをさせていただきます。

地方創生は、議員のご質問にもありましたが、人口減少、東京一極集中の是正を図るため、平成27年度に計画を策定し、平成52年度の町の人口を1万500人確保することを掲げ施策展開を図っているところでもあります。

人口を減らさない取り組みとしては、子育て支援や移住の推進とともに、産業の振興を図り、雇用の場を確保することが大切であると認識をしているところでもあります。

そのため、議員のご質問にもありましたが、平成29年度予算の中では、地域おこし協力隊や図書館司書の増員、白鷹町農業再生協議会で新たに専門員を配置するなど、直接的雇用による雇用の場の確保を図るための予算を計上させていただいたところでもあります。

直接的雇用の数字としては、地域おこし協力隊の応募の状況などの不確定な部分もございりますが、予算上では7人から8人程度の増加が図れるものではないのかなというふうに考えているところでもあります。

さらには、企業立地促進事業や新規就農者育成支援事業などによる企業活動や就農による雇用の場の確保、老人福祉施設の整備を支援することによる雇用の拡大につながる事業など、さまざまな形での雇用の場の確保につながっていくものと考えているところでもあります。

それらにつきましては、将来の雇用を含めますと相当の数になるとは思われますが、企業の取り組み状況にもよりますので人数が幾らということは申し上げられませんが、

いずれにしても産業の振興、雇用の場の確保を柱の1つとして取り組んでまいりたいと考えているところもあります。

町民の皆様との共通認識を持った取り組みについてお答えをさせていただきます。

第5次総合計画のまちづくりの理念として「共創のまちづくり」を掲げて取り組んできたところでもあります。

人口減少が進む中で、さまざまな分野に影響が出てきたことは議員ご指摘のとおりであり、フラワー長井線や荒砥高校の存続、町立病院の安定経営は、まちづくりの根幹にかかわるものと認識をしているところでもあります。そのため、それらを維持存続させるために、さまざまな支援をさせていただいてきたところでございます。

そして、行政による支援だけではなく、「共創のまちづくり」を踏まえまして、町民の皆様にもさまざまな形でご参画をいただき、取り組みを行ってきたものと考えているところでもあります。

今後におきましても、いろいろな機会を捉えて町立病院、フラワー長井線、荒砥高校に関することのみならず、まちづくりにかかわる情報提供をさせていただき、町民の皆様に参加をいただきながらまちづくりに取り組んでまいりたいと考えているものでもあります。

次に、これからの「日本の紅（あか）をつくる町」の取り組みについてお答えをさせていただきます。

「日本の紅（あか）をつくる町」の事業につきましては、平成27年度から紅花生産日本一を誇る町として、また、紅（あか）に由来する特産品「シラタカレッド」を中心に、生産力の向上と町内外への情報発信に取り組んできたところでもあります。

取り組みの中では、蚕桑小学校の3年生が飼育した蚕から取った糸を天蚕の会の皆様に紡いでいただき、白鷹産の紅花で染め上げ、白鷹に伝わる板染め技法を用いた絹糸で織り上げた紅花先染め振り袖「万葉からの誘（いざない）」は、オール白鷹でつくり上げた本事業を代表する作品でもあります。

「日本の紅（あか）をつくる町」の皆さんの思いと紅花関連商品群を、県内では2番目となる「ふるさと名物応援宣言」という形で宣言をさせていただいたところでございます。

また、広く「シラタカレッド」の情報発信を図るため、オリジナルソング「おどる！シラタカレッド」と曲に合わせたダンスを制作したところ、町内の園児や高齢者にも大変好評で、さまざまな機会に踊っていただきながら、「日本の紅（あか）をつくる町」「シラタカレッド」のPRが図られていると捉えているところでもあります。

この「日本の紅（あか）をつくる町」の取り組みは、平成28年度まで国の財政支援を受けての事業だったわけですが、平成29年度は生産面での支援、または観光でのPRなど、引き続き取り組んでまいるところでもあります。その中でも町民の皆様方のご理解

とご支援は必要不可欠であり、引き続き町報やホームページ、フェイスブックなどさまざまなツールを通してお知らせいたしますとともに、「日本の紅（あか）をつくる町」として全国へ白鷹の魅力を発信してまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いを申し上げる次第であります。

次に、安心・安全、そして活力と生活弱者にも温かみのあるコミュニティの構築についてお答えをさせていただきます。

こととして東日本大震災から6年を迎えようとしております。東日本大震災は、私たちに多くの教訓をもたらしていただいたところでございます。その1つとして、災害などにおいて大切なことは、地域住民がともに支え合いながら対応することだと考えております。そのためには、地域コミュニティの維持は大切な要素であると認識をしております。

そのために、地区公民館を地域コミュニティセンターに移行し、地域の課題を地域で解決する活動が行いやすい体制とさせていただいたところでございます。29年度におきましても、各地域のコミュニティセンターを中心に、地域活動を取り組むことができますように予算措置をさせていただいたところでございます。

さらに、地域活動におきましては、ほかからおいでになった方が地域のよさを確認し地域活動に取り組むことも大切ではないのかなと考えており、先ほども申し上げましたが、地域おこし協力隊の隊員につきましても増員し、地域づくり、地域コミュニティづくりに取り組んでいただきたいと期待をしているところでございます。

また、第5次総合計画後期計画の策定において、町内の方々からアンケート調査を行った結果として、7割以上の方が「これからも白鷹で暮らしたい」とお答えになっております。しかし、人口減少に伴う経済規模の縮小に伴い、地域の商店が閉店していく中、高齢者などの買い物環境などが厳しい状況となってきたりしている地域も見受けられるようになったところでございます。

このため、高齢者の交通の足の確保を図るデマンド型タクシーの継続運行とともに、生活しやすい地域づくりとして、高齢者の見守りを兼ねた御用聞き宅配サービスや移動販売支援事業など、実験事業として取り組んでまいりたいと考えております。

このようなさまざまな形で、地域住民の参画やご協力をいただきながら、「共創のまちづくり」の理念のもと、まちづくりに取り組んでまいりたいと考えているところでもあります。

以上、今野議員の総括質疑の答弁とさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 今野正明君。

○14番（今野正明） ありがとうございます。

まずは、人材育成をベースにしました第5次総合計画これらの積み上げのとき、あるいは「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の積み上げのときから、準備ができている形で積み上がった今回の予算なのかなと見ております。

そういった意味では、それぞれの計画等々連携したりバランスをとった、言うなれば緻密に積み上げたとでも申しましょうか、全てに配慮のされている予算かなと感じました。そういった意味でも、かかわった職員の皆さんにも心から敬意を表したいと思いません。

その上で、まずは雇用の件でございませけれども、その数ということをし上げました。予算編成に当たっては、いわゆる数値目標というものが大きな意味を持っているのではないかなと常々考えております。私もこの予算で雇用に関して拾い上げてみましたが、かなりの数になっております。ただし確定的なもの、それからこのようになってほしいという希望的なものもあろうかと思えます。そういったものはここで公表できなくとも、どうか当局でその目標値を持っておいていただいて、それらに向かって努力、執行していくという形が行政の姿ではないかなと思えますので、引き続きそのところをよろしくお願ひしたいと思えます。いわゆるPDCAのサイクルの確認のためにも、目標値というものは大事ではないかなと考えますので、よろしくお願ひいたします。

それから、4つの柱につきましては、それぞれ配慮した予算となっておりますけれども、特に「子育て・教育」については、もう県下の中でもトップランナーと言っているほどの充実した内容になっているのではないかなと感心をしております。そのあとの「雇用・産業」につきましても、今町長からさまざまな回答をいただきました。

私が、今回の施政方針を見させていただきまして本当に心地よく思ったのは、町民と行政がさらに一体となってまちづくりを推進していくという、私から見れば熱い思いでもあるのかなという感じに受けとらせていただきました。この予算を、あるいは施策を執行していくに当たっては、究極のところ、町長の申される「共創のまちづくり」といった理念のもとで町民と一体となって進めていく、機会あるごとに町民の皆さんに説明責任を果たしながら進めていくということが肝要ではないかなと思ったところでございます。ひいては、これらの施策を実行するに当たって人口減少等地方創生に確実に結びついていくのではないかなと感じたところでした。

具体的には、「日本の紅（あか）をつくる町」のこと、それから、安全・安心のコミュニティのこと、ご回答いただきました。私も、地域コミュニティにつきましても、さらにさらに充実させていくべきなのかなと思っております。地域づくりの拠点としてというお話ございましたけれども、自主的に地域づくり、地域の活性化に取り組んでいる団体等が、少しずつですけれども見えてきているのかなと思ったところです。これらそれぞれに、町長のおっしゃるところの「共創のまちづくり」の理念のもと町民と一体となってまちづくりを進めてもらいたいなと思ったところです。

私からはそのようなことを申し上げまして、ご回答があれば町長の思いをお聞かせ願って、終わりたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 大変ありがたい、力強いお言葉をたくさんいただきまして、心より感謝申し上げたいと思います。と同時に、その重さを改めて痛感をさせていただいているところでもあります。

その中で、我々はこの白鷹町の元気なまちづくりを進めていくためには、やはり雇用というもの、これはどうしても裏づけとして力強いものを我々としてつくっていく必要があるのではないのかなと思っているところでございます。

特に、子どもは福祉というような立場からいきますと、これからこの町内におきまして既にオープンをしている施設もありますし、そこでは10名弱の雇用が発生すると。それから、これから取り組んでまいりたい、子どもがこの町内で福祉施設の改めて改築をするというところがあるわけございまして、この件についてもやはり20名近い雇用がそこで発生するのではないのかなと思っているところでございます。

逆に人材が確保できるかどうか、これが我々に課せられた大きな課題であろうと思っておりますので、改めてその辺につきましましては、事業主体と我々が一緒になっていろいろ検討させていただきながら、方向性を見出していきたいと思っております。

そして、「子育て・教育」ということにつきましましては、県内どこの自治体もやはり教育ということでありまして、特にトップランナーと私は思っておりますが、東根市がもう既に、「教育が継続する限り町の発展はずっとつながっていくのだ」というような話をさせていただいているところでございます。

私も全くそのとおりだと思います。絶対に我々はこれだけは守っていかなければならないというようなことは、私はやはり荒砥高校の存続ということは絶対に守っていく必要があるということでもあります。これは人口が急激に減るといったことなどもありますので、言ったことが全て実現するというではありませんけれども、最後まであきらめず頑張っていく必要があると認識をしているところでございます。

それから、まちづくりにつきまして、地域の皆様と一体となってということではありますが、1つ事例を挙げさせていただきますと、来年度から行います東根の保育園でございます。これについては来年は公設民営という形でやらさせていただきますけれども、30年度からは完全民営化という方向に持っていきたいと。

実は、東根地区の保育園にはいろいろな形での取り組み、歴史がございます。やはり我々の保育園であるという地域の思いが一番強いものがあると私は認識をしておりました。その中で何度も何度も保護者の方あるいは地域の代表者の方々とお話し合いをさせていただき、そして、その結果として保護者の方たちのご理解、ご協力をいただきながら、地域の皆さん方のさらにご理解を賜って方向づけをさせていただいたと。この件に

については、やはり地域の皆様と話し合いを重ねることによって一体となり、「よし頑張ろう」と次のステージに向かっていただいたものだなどと認識をしているところであります。

さらには、コミュニティセンターでございます。29年度で3年目を迎えるということでもあります。3年で、コミュニティセンター長の方々も3年間お務めいただくという形になります。恐らく地域の課題というようなものがそろそろ捉えられてきたものと思います。

そういう中で、今後の方向性ということになりますけれども、やはり自分たちがコミュニティセンターで自由に、あるいは地域づくりに使えるような交付金制度の創設というものも、私は必要になってくるのではないのかなと思っていますところでございます。ただこの件につきましては、改めて議会の中でも議論をしていただきながら、こういう考え方で取り組んでいく地域の自主性というようなものをどうやって醸成していくかというものになってくるのではないのかなと思っていますところでございまして、これにつきましては29年度の検証を行いながらやっていく必要があるだろうと考えているところでもあります。

このようなことをしながら、今後のまちづくり、地域づくりに取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 13番、関 千鶴子さん。

〔13番 関 千鶴子 登壇〕

○13番（関 千鶴子） 施政方針に関しまして、次の3つの点に関してご質問したいと思います。

1つは、施政方針の10ページにあります観光交流について、2つ目は、16ページにありました空き家対策について、同じく17ページにありました公共施設等の計画的な維持管理について、3点についてこれからの方向性に対する町長の所見をお聞きしたいと思います。

観光交流につきましては、2月の臨時会のときに、今までは平成22年に整備されました産業センターにおきまして、農工商観連携のもとに相乗効果が生まれるというような中で、事務局長も兼任という中で実施されてきたということがあったわけですが、昨今、課題が出てまいりまして、商工会の事務所が併設になっているという中で、展示するディスプレイ等の充実が図られなかったり、物産振興やインフォメーション機能の充実を図っていく必要があるということで、平成29年から観光協会の事務所が荒砥駅前交流施設・資料館に移転するというような状況にあるわけです。

そういう状況の中で、観光協会の観光インフォメーション機能の充実ですとか、観光協会自体の体制の強化について、町長はどのような思いでいらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

2点目の空き家対策につきましては、白鷹町空き家等対策計画（案）について、町民の皆様方にパブリックコメントをお出しする前に、議員計画（案）が配付になりました。それを拝見した中で何点か気づいたことがございました。

1つは、私も平成24年12月に初めて空き家対策の質問をさせていただきましたけれども、そのときはまだ「特定空き家」という言葉もない状況でしたけれども、本当に危険だと思われる空き家がございました。そういう空き家の中で、なかなか所有者を特定していくのが難しい空き家があるのではないかなというようなことをその当時から思っております。まず、具体的に所有者の判明しない空き家はあるかどうか、把握しておられるのか、これは1つお聞きした中で、これからのあり方をお聞きしたいと思えます。

それから、空き家を壊しますと、住宅が建つ土地への固定資産税優遇の対象から外れて税額が高くなるというようなこともあるやに思っております。そうしますと、なかなか空き家を壊さないという実情も考えられるのではないかなと想定したときの、これから町としてはそういうことに対してどのように対応を図られていくのかなというようなことをお聞きしたいと思えます。

それから、公共施設等の計画的な維持管理についてでありますけれども、先だって、白鷹町公共施設等総合管理計画をご説明いただいたわけですが、私は、これからの行政運営、財政運営につきまして本当に必要な計画だと思ったところでございます。そして、本当に文化部門とか各分野にわたる細かい財産を1つの計画をつくる中で把握された計画だったなど感じさせていただきながら拝見したところでした。この計画をより実効性のある計画にするためにどのようなことを考えておられるのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 関議員の総括質疑にお答えをさせていただきます。

白鷹町の観光につきましては、平成26年度に策定をさせていただきました白鷹町観光交流推進計画に基づき、「日本の紅（あか）をつくる町」「まるごと白鷹」を重点プロジェクトとして位置づけ、取り組んできているところでもあります。

観光協会におきましては、四季の素材を生かした「観光4シーズン化」を中心に、観光にかかわる事業の実施の業務を担っていただき、各イベントの実施などにより県内外から多くの観光客にご来場いただいているところでもあります。

しかし、近年、観光を取り巻く環境は大きく変化しております。インバウンドの受け入れや地方創生などの動きに迅速に対応できる、一体的な観光分野における体制強化がもとられているところでございます。

現在、観光協会の職員体制につきましては、商工会との兼務の事務局長1名、そして嘱託職員2名、さらには地域おこし協力隊1名に情報発信を行っていただいているところでもあります。

また、事務室については、産業の総合化を図る観点から産業センターに構えておりますけれども、現時点までのいろいろな検証をさせていただいたところ、やはり来町される観光客の皆さんにとって位置がわかりづらいということや、特産品の展示販売や観光インフォメーション機能が十分に発揮していないという課題もできたところございました。

また、観光協会の職員が嘱託職員2名ということでございまして、大変身分が不安定であるということなどもあります。この辺については、今後において十分検討させていただきながら方向性を見出していく必要があるだろうと考えているところでございます。

そのようなことを総合的に踏まえまして、平成29年度から事務室を荒砥駅前交流施設に移設をさせていただき、観光情報の提供や物産の展示など、観光協会単独事務所によるワンストップインフォメーション機能の充実を図るとともに、体制につきましても受託事業や自主事業の充実を図るため、関係団体との人事交流等により強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

この辺につきましては、この議会で当初予算を決定いただけるならば、直ちにその方向に向かって取り組んでまいりたいと考えているところでもあります。

次に、本町の空き家でございますが、現状につきましては、平成28年度、町内全域を対象に自主防災会の皆様のご協力により空き家の実態調査を実施いたしまして、452件の空き家の存在を明らかにしていただいたところでございます。前回調査の平成25年度からは80件増加しており、町民の皆様への生活環境へ与える影響を考えると、対策が喫緊の課題となっているところでございます。

その中で危険性の高い空き家から順に権利者の調査を進めておりますが、全ての相続人が相続放棄の手続を取ったために「相続人不存在」の状態になっている事例は、現在2件把握をさせていただいているところでもあります。

次に、固定資産税の住宅用地に対する課税標準の特例についてであります。住宅用地はその面積によって小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されており、税額が軽減されるということになっております。

住宅がある土地について、課税標準額が小規模住宅用地として200平米、約60坪でございますが、これが6分の1、一般住宅用地として200平米を超え、建築の床面積の10倍までが3分の1に軽減されるものであります。

住宅用地特例の適用が外れますと、土地の税額は特例適用前に比べふえることとなります。議員ご指摘のとおりでございます。家屋分の税額が課税されなくなりますので、その分特例前に比べますと住宅の分は減るということになるわけでございます。

土地・家屋合計の税額の増減については、個々の評価により異なってまいりますので、家屋を取り壊したことにより固定資産税が全てふえるということには一概に言えないということであります。大変いろいろあると思えますけれども、担当までお問い合わせをいただき確認をしてお願いを申し上げたいと。先ほど施政方針で申し上げましたけれども、取り壊すときの支援などもさせていただくと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思えます。現在、そのような状況の動きで取り組ませていただいているところであります。

次に、公共施設を取り巻く今後の状況といたしましては、人口減少による住民税等の自主財源の減少や、利用者の減少が見込まれるところでもあります。厳しい財政状況の中で、町民皆様の利用需要を満たしながら、将来的な財政負担を減少、分散させる計画的な維持管理方法の検討や配置計画を行う必要があります。

現在策定を進めております公共施設等総合管理計画は、本町が所有する公共施設等の現状と課題を整理し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行っていくための基本的な考え方をまとめたものでもあります。

この計画におきましては、「施設総量の縮減」「施設の複合・多機能化」「長寿命化の推進」「民間活力の導入」「広域連携の推進」の5つを今後の取り組みの基本方針として定め、今後、この基本方針をもとに個別計画を策定し、将来的な財政負担を減少、分散させる計画的な維持管理に向けた取り組みを進めることとしているところでもあります。

今後におきましては、各所管ごとに管理されている公共施設等の情報について全庁的に共有し、総合的かつ計画的に管理するため、現在整備を進めております固定資産台帳を活用し、これらの施設情報等の可視化に取り組むとともに、長期的な視点に立った維持管理の推進により、財政負担の軽減と平準化を目指してまいりたいと考えているところでもあります。

以上、関議員の総括質疑の答弁とさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 関 千鶴子さん。

○13番（関 千鶴子） ありがとうございます。

観光交流に関しましてですが、これから予算審議、予算議決がという状況があると思えます。聞き漏らしたのかどうかですが、今まで事務局長が兼任というようなことで来たわけですがけれども、そのことに関してはどういう方向性で考えておられるのか、お聞きしておきたいと思えます。

次に、空き家対策なのですが、やはりなかなか所有者がわからない空き家があったのかなということ、2件あったことのようにございます。多分こういう空き家が、これから大変な労力、時間がかかって対応していかないといけないのかなとも思っております。ですが、粘り強く対応していただくことを強く望みたいと思えます。

あと、税金のことなのですが、本当にこれは個々、ケースバイケースなのだろうなど私も思っております。そういう中で、やはり固定資産税の税額の中に、空き家対策についてのパンフレットといったらいいのでしょうか、一緒に入ってきているなどということ、私も何年か前から気づいておりました。それは非常に大事だと思うのですが、もう少し本当に空き家対策に関心を持っていただけるような手立てなども必要なのかなと、その空き家に対する問題意識の醸成をしていかないといけないのかなという思いの中で、何らかの対応を要望したいなと思います。

それから、公共施設の維持管理なのですが、答弁の中にもありましたように、全庁的な中で把握していただくというようなことのございました。そして、考え方、個別計画をつくり全庁的な把握をするということのかなと思ったところです。

それと同時に、やはり実効性を持つための財源手当というものが出てくるのかなと思います。今まで公共施設整備基金というものを積んできたというような経過があると思います。用途を広げたというようなこともありますけれども、なかなかしてもらいたくても修繕してもらえないというようなことが出てきた場合には、その基金を取り崩すということも考えていただければいいのかなと思いますので、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 観光交流につきましても、新しくこれから生まれ変わって、さらに進展をしていただくための観光協会の体制はどうなるのかなというようなことの中での、特に事務局長ということでありましたので、お答えをさせていただきます。

事務局長につきましては、実は、今商工会の事務局長が定年でおやめになられるということもお聞きしているところでございます。そのようなことから、改めて今度は場所も違うわけでもございますので、その事務局長を我々が新しくさせていただくのか、あるいはこれからどなたかとの兼務にさせていただくのかというようなことについては、まだ方向性はこれだというようなことは出させていただいてないということでございます。

ただ、基本的には事務局長を置くべきだと思っているところでございます。と同時に、先ほど申し上げましたように、嘱託職員ということで大変不安定な雇用形態になっておりますので、この辺についてもやはり不安定さから安心して働いていただける、観光交流に一生懸命取り組んでいただけるような体制はどうつくるべきなのかと、あるいはどうつくったほうが安定してますよというようなことを我々としてつくれるのかを、頑張ってもらいたいなと思っているところでございます。

ただ、やはり限られた財源の中での取り組みということになりますので、この辺についてはこれからの大きな課題として取り組むというような考え方を持っているところでございます。

また、空き家でございますけれども、今議員からご指摘ありましたように、まずは危険な空き家については特定空き家というようなことでの、そこまで順序的にしていく必要があるというようなことでございます、その場合ですともう川西町で既にやっておりますけれども、この収用事業の中で取り組ませていただくということになるわけですが、私どもとしては、やはり地権者がおられるというときに、どこにおられるのかその辺を確認をしながら、できるだけ我々も支援をさせていただくというようなことでおりますので、やっていただければありがたいのかなと思っていますところであります。

さらに、実は空き家について、空き家バンクに登録された方につきましては3件ほど売買で成立しているということでございます。実は、私どもは空き家がどの状態になっているかというよりも、都市生活をやっている方がやはり田舎暮らしをしてみたいとか、そういう部分についてはもう本当に全国空き家についての情報は飛び交っているようでございます。私どものほうも実は不動産の業を営んでいる方々をお願いをし、この空き家バンクに登録をしていただいた方の中のあっせんをしていただいているということでございます、これからもその辺については力を入れてまいりたいなと思っていますところでございます。ただ、やはりその場合にも、どうしてもリフォームしなければならないということについての支援なども考えさせていただいているというところであります。

それから、公共施設でございますけれども、前にもお示しをさせていただきましたとおり、やはり整備をする時期がほとんど同じ時期に集中するものですから、それをどうやって分散をさせていただくということが、やはり長期的な展望に立ったときに財源体を含めた町民の皆さんに対する我々の負担を減少するものではないかと。平準化をしていくことによってそういう方向を持っていく必要があるだろうというようなことで、ようやく先般お示しをさせていただいたとおりの全体の計画が出てまいりましたので、今度は個別計画を持ちながら、個別計画であったけれども結果的にはここだけ集中するということのないように、できるだけ平準化を図るような形での取り組みをしてまいりたいと思っていますところでございます。

さらに、やはり基金につきましては、やはり町民の皆様方の大事な基金でありますので、その事業によっては当然基金を対応するということはあり得るものと考えているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 関 千鶴子さん。

○13番（関 千鶴子） 観光交流についての職員の皆さんの処遇がなかなか厳しいものがあるというようなことに関しましては、やはり人があっての事業をするということなのかなと思いますので、また、観光交流推進計画の中にも、平成28年に法人化というスケジュールが示されていたようでございます。そこは、今町長が答弁なさったように検討課題だというようなことがございますので、ぜひそこもあわせてご検討をいただきたいなと思います。

それから、空き家対策についてですが、やはり売買が成立なったということもありますので、その利活用についても広い、都市部なのでしょうけれども、空き家を子育てのシェアハウスにするとか障がいを持った方のシェアハウスにするようなものも出てるやに聞いてもございますので、当町に合った利活用も考えていただきたいなと思います。

本当に何回も申しますけれども、公共施設の維持管理につきましては、税収が少なくなる、人口が少なくなるというような中で、しっかりと計画を持っていかねばならないのかなと私も思っておりますし、町民の方も恐らくそういうことに対する不安を持っていらっしゃるのかなと思いますので、ぜひ町民の方にもその都度計画についてもお知らせいただければなと思います。

要望ですが、何かあれば答弁お願いいたします。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） それでは、観光協会につきましては、議員ご指摘のとおり、交流計画の中にはできるだけ法人化を急ぎたいというようなことを記載をさせていただいているところをございます。やはりなかなかその法人化まで行かないというようなことにつきましては、やはりなかなか安定性のないということと、どうしても我々は観光という分野については今まで歴史が浅いというようなこともあります。歴史が深いところはもうそれで生計を立てている方がずっと続いてきているわけですが、残念ながら私どもではつくってきた観光だということで非常に歴史的に浅いものがありまして、なかなか認識をしていただくまでもに難しい問題が多々あったわけですが、ただやはりインバウンドについては期待も多くできるというようなこともありますので、私どもとしてはやはりこの法人化というものについてはできるだけ早く方向づけをしてまいりたいと思っております。

ただ、これが観光協会の会員の皆様にとって、逆に負担にならないような方向性をどうやって我々は選択できるかというようなことは考えていかなければならないと思っております。

それから、空き家の利活用ということで、今議員からご指摘あった内容については、まだ私は場所などは一切わかりませんが、実はこぶし作業所さんでグループホームの事業を展開させていただき大変喜ばれているようでございます。本当にやってよかったなと私自身も思いますし、やはりそういう形での地域のご理解をいただきながらそういう方向に持っていったならば、なおありがたいなと認識をしておりますので、この辺についてはいろいろ情報をいただきながらやってまいるべきものと思っております。

それから、公共施設でございますが、やはり一番大切なことは人口減少というようなこと、人口減少があったから直ちに交付税が減ることではなく、いろいろな補正対応が今国のほうでやっておられるようでございますけれども、私どもとしては、この公

共施設をいかに必要でないものは別な用途に使うというようなことを早急にやるべきだと、私は常にそう思っております。

そういう方向でやってきたものと、どうしても我々としてはこれから整備を進めていかなければならない水道とか下水道とか病院もあるわけです。そういう負担を今後どうやって平準化をしながら整備を進めていくのかなと、完了をしていくのかなとっておりますので、議員ご指摘のとおり、町民の皆さんの負担にならないような方向づけをしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（遠藤幸一） 10番、石川重二君。

〔10番 石川重二 登壇〕

○10番（石川重二） 私から、子育て環境づくり、それから農業振興について、それと森林・林業の再生について、3件についてこれから総括質疑をさせていただきます。

子育て環境づくりの中で、高校3年までの医療費無料化や小学校入学生時期のランドセル支給などの今まで推進してこられた事業に、さらに29年度から出生祝い金贈呈や、子育て世帯で高校3年生相当の家庭の子供で3人以上いる家庭の第3子以降の子供の保育料無料化、これはなかなかいい提案でないかと思っております。

しかし、まだまだそういった中でございますが、第2子からでも子育てが困っている人もおりますので、将来の方向づけも含めながら検討していかざるを得ないのかなと思います。

さて、県内の自治体で29年度から学校給食の無料化に取り組むところが出てきております。子育て多子所帯の応援事業として考えても、本町でもこの給食の無料化に、負担を軽減するよう取り組む必要があるのではないかなと考えるわけですが、町長の所見をお伺いいたします。

2つ目の農業の振興についてであります。アメリカのトランプ大統領がTPPからの全面撤退を表明、そして正式に離脱するという大統領令に署名をしたため、TPPの発効は見通せなくなりました。しかし、安倍総理は従来の路線に固執しまして、アメリカと2国間でも、そういった提示した安い農産物価格で今後も輸出の拡大やら進めたいという意向を示されているわけです。

そうした中で、大きな農業を支えている規模の経営体だけに支援を集中して、実際、結果として日本の農業を支えている小規模・家族経営の農家には淘汰・転換されようというような現状でございます。そうした中で、30年度から米の生産調整・減反が廃止されるとか、農家の不安はますます深まっていくばかりでございます。

こうした中で、町長は、全国の町村長会で一緒にTPPの推進を掲げてきたわけですが、この現状の中でいかが思っておられますか、ご所見をお伺いしたいと思います。

3番目の森林・林業の再生に関してでございます。先ほどの施政方針の中でも、50年を期に6割が主伐期を迎えておると、これらの資源の有効活用として、緑の循環システムを推進するため、白鷹町森林・林業再生協議会を中心に、森林の境界明確化事業を実施して、明確化された地域から国・県事業を活用して、森林の整備を進めるとともに、町独自に主伐後の再造林の支援を行っていくと述べておられるわけですが、50年で主伐して林業農家にとってどのような価値が出てきたのでしょうか。

町の産業として林業を再生していくのだ、そういう思いで庁舎の新築問題から含めて今まで言われておるわけですが、そうした中で、わずか50年で先ごろの大平の皆伐のときは1本100円ぐらいにしかならなかったと。そのようなことで今の林業農家が果たして納得できるのでしょうか、私は思います。

この境界明確になった後、その山に下刈り、間伐を実施して、伐採期間80年から120年ぐらいの森林にすることによって、木の値段が100倍にも上がっていくわけです。それまでの苦労はあると思いますが、そうしながら間伐を行って、そして根元に光が入るように、そしてまた、その後も木と木がくくりつけられるように渦巻く葛の巻き取り、20本も30本にも巻き付いているところがあちこちの森に見られるようです。こういったところをきちんと管理することによって値打ちが全部違うことになってくるのではないかと思います。

そうすることで、いわゆる今まで大雨が降るたびに崖崩れ等になっていた山の杉林の根っこが根張りがよくなって、そして、崖崩れの少ない防災の森づくりにつながっていくのだと私は思っております。

そういう点から、林業農家にとっても経営にとって収入が伸びないことでは事業が成り立たない、手間暇かけても何もならないようなことでは、農家にとっては苦労ばかりでございます。進展がしなくなるのではないかと思っているところです。その辺のところをひとつご所見を伺いたいと思います。終わります。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 石川議員の総括質疑にお答えをさせていただきます。

平成29年度予算に係る子育て支援施策につきましては、まちづくりの4本柱の1つであります「子育て・教育」の主要な施策として、今年度から新規事業として取り組む「白鷹っ子養育事業」や「木育推進事業」を初めとして、拡充する「多子世帯子育て応援事業」、継続事業でもあります「しらたか元気っ子事業」や「新入学児童ランドセル贈呈事業」などに取り組み、さまざまな角度から保護者負担の軽減に努めているところでございますが、このたびの学校給食の無償化の報道に触れ、各自治体それぞれ特色を出しながら子育て支援策を講じているものだなと感じさせていただいたところでございます。

本町でも少子化への対応として、先ほど申し上げましたようにさまざまな子育て支援策を実施しているわけでありますので、それぞれの事業効果等を十分に検証させていただきながら、今後子育て支援策としてどういった施策が最も有効なのか、十分に議論・検討していく必要があると考えているところでもあります。

学校給食の無償化につきましてでございますが、新聞報道にもありましたとおり、平成29年度から子育て支援の一環として県内においても、鮭川村で完全無償化、また、寒河江市や大江町でも一部無償化に向けた動きが出ていると承知はさせていただいております。

給食費の支援につきましては、本町におきましても、平成29年度から、新たに学校給食費支援事業として300万円を予算化すべく当初予算に計上をさせていただいたところでもあります。給食費の単価につきましては、現在、1食当たり小学校で262円、中学校では304円ですが、消費税アップに伴う単価改定を除けば13年ほど値上げしていない状況であります。

この間、パンや牛乳等は少しずつ値上がりしており、副食費に充てる額が少なくなってきたという状況であります。本来なら給食費を値上げしなければならないところではありますが、子育て支援・保護者負担の軽減の観点から、値上げ部分（大体1食13円とこちらのほうで算定をさせていただいております）について支援をすることとしたものであります。

仮に議員ご指摘のような給食費を無料化するという場合におきましても、平成27年度ですから去年のことになるわけですが、給食費の総給食数で小学校で約14万7,000食、中学校で8万1,100食ほどですので、それぞれの単価を乗じて計算いたしますと、小学校で約3,850万円、中学校で約2,460万円、全体では約6,310万円の財源措置が必要になると捉えさせていただいているところでもあります。

医療や介護など社会保障費の中でも給食は一般的に個人の負担に帰すべきものであるという考えもありますので、学校給食の無償化についてはさまざまな角度から総合的に検討すべき課題であると、これは一概に無償化ということにはいかないと、これは学校給食法第11条にありますとおりでございます。やはりそこらを我々としては認識をした上で、今後のまちづくりにおいてどうしていくべきなのかということを考えていくことが必要なのだろうと思います。

なお、各家庭の経済事情により給食費の支払いについて負担が大きいという家庭もあるわけですが、そういった場合は町の基準に基づく就学援助により給食費が無償となるよう対応しておりますので、ご承知おきをいただきたいなと思います。

次に、農業振興についてお答えをさせていただきます。

最初に、全国町村会においてTPPに賛成しているように捉えられておるようですが、全くのこれは認識の違いであります。TPPにつきましては、政府が協定締結と国会で

の批准に取り組もうとしている中、全国町村会としては、農村集落の維持を図るべき、農林漁業者が将来に希望が持てるように、TPP対策については万全を期すことを決議しているところであり、賛成とか反対を決議したところではございません。この辺はどうぞご認識を賜りたいと思います。

さて、我が町の中山間地域においては、農業者の高齢化や農地の荒廃の発生など、農業・農村を巡る環境は極めて厳しい状況にあり、多くの人々が将来に強い不安を抱いているのが現状であると認識しております。これらを打開するためには、農業・農村の全ての関係者が、従来の生産や販売の方法、それぞれの役割等を単に踏襲するだけではなく、発想を転換し、多様な人材を取り込みつつ、新たな仕組みの構築に取り組んでいかなければならないのではないかと感じさせていただいているところでございます。

町といたしましても、農業者の安定経営と農業が将来にわたり持続可能な産業としてあり続けていくためには、関係機関との連携を深めながら取り組んでまいりたいと思っております。

TPP協定につきましては、トランプ新政権がTPPからの離脱を決定し、TPP協定の大半の参加国と2国間の貿易交渉を始めるための措置をとるという意向を伝えているようでございます。

政府は、成長戦略の1つの柱として、FTA（自由貿易協定）やEPA（経済連携協定）の締結などの推進を掲げており、2018年までには日本の貿易額に占めるFTAなどの締結国との貿易額の割合を70%までに引き上げることと目指していると、報道はされているようでございます。

今後、アメリカを初めとした関係国との貿易交渉をどのようにしていくのか。特に、FTAは2国間の協定でありますので、国力の違いにより協定締結に影響が出るのではないかと一抹の不安を持つものであります。引き続き注視をしてまいりたいと思っております。

TPPの農業対策につきましては、国でもさまざまな予算措置が行われております。協定成立の有無にかかわらず、それらの補助事業などを有効に活用しながら、足腰の強い持続可能な農業、そして、豊かで住みよい農村づくりを進めるために、引き続き国・県とも連携しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、森林・林業再生についてお答えをさせていただきます。

平成26年の森林・林業白書によりますと、杉の素材価格は1立方メートル当たり1万3,500円とピーク時の約3分の1に下落しております。その一方で、伐採や搬出に係る人件費や運搬コストが増加していったため、森林所有者に残る杉の山元立木価格は1立方メートル当たり約3,000円弱というところで、ピーク時の約13%となっているのが現状であります。

木材価格の現状などから大幅な利益を出していくことはなかなか難しいこともあるかもしれませんが、今後は低コストで効率的な作業を実施していただくよう、森林組合などの素材生産業者のさらなる技術の向上を期待し、国の補助事業を有効に活用しながら、森林整備が進んでいくように支援してまいりたいと思っているところでもあります。

また、町の森林整備計画でお示しをさせていただいたとおり、標準伐期齢につきましては、杉でおよそ50年くらいになれば製材用材として皆伐できるという目安であります。むしろ50年以下は経済林として成り立たないので、できれば皆伐しないでいただきたいという意味でございます。

伐期に関しては、あくまでも所有者の判断になるわけですが、長期に育林するにはそれなりにコストもかかりリスクもあるものと考えております。現在、50年生の杉が80年から120年になったときにどのくらいの市場価格になるのか。30年、70年の時間的経過があるわけですので、このことを誰がどの時点で判断するのかと、そういうことも含めて経営判断になるのではないかと考えているところでございます。

町といたしましては、まずは全ての入り口となる森林境界明確化に引き続き取り組み、森林組合などを中心にして小さな面積の森林所有者を一体にまとめた「森林経営計画」を作成することにより、森林所有者に少しでも利益を還元できる仕組みづくりをお手伝いをさせていただきたいと考えているところでございます。

なお、昨年、森林再生基金を活用した再造林支援を行う仕組みをつくったところですが、来年度より県の単独事業として同じような支援事業が計画されているようでございます。そして、再造林には当然その後の保育単価、下刈り、除伐、枝打ち等々が入りますので、町としては伐採から再造林に至る作業の効率化を図るため、路網の整備などを支援してまいりたいと考えているところでございます。

さらには、今後、県の動向を見ながら、緑の循環システム再構築のために何をなすべきか考えていきたいと思っているところでございます。

そして、主伐という意味につきましては、これは木材の収穫・利用ということであり、この中に2つございます。皆伐と択伐ということであり、これは皆伐というのは全てを切る、択伐というのはその中で選んで切るということですので、よろしくお願ひしたい。

それから、間伐については保育間伐と利用間伐がございます。やはり我々としてはどのような間伐をしていくのかということは、その所有者との話の中でやっていく必要があるのではないかと認識をしているところでございます。

ちなみに、我が町は分収林がほとんどでありますので、分収林契約の中にはほとんど50年前後での伐採が掲げられております。その辺は70年、120年というものは、誰がどのような形でそれをやっていくのか、誰がそういう負担をやっていくのかということが大きな課題になるのではないかと。

さらには、1年当たりの森林の材木による炭素吸収の平均的な量を申し上げます。これは杉というようなことをご理解いただきたいと思うのですが、20年生のときには3.3トン／ヘクタール／年ですから、1年間に1ヘクタールで3.3トンの炭素を吸収することとあります。それが60年になりますと1.1でございます。80年生になりますと0.8でございます。ですから、この辺の考え方なども、吸収はこれぐらいだということが、実は森林総合研究所の温暖化対応推進拠点というチームから発表もされておりますので、この辺は地球環境を考えたときにはどうしていくのか、あるいは森林所有者が経営としてどうしていくのかということなどを総合的に考えながら対応していく必要があるのではないのかなと考えさせていただいているところでございます。

以上が石川議員への総括質疑への答弁とさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 石川重二君。

○10番（石川重二） ただいまそれぞれの所見をお述べいただきましたとおり、確かに給食費はほかの市町村は、鮭川村あたりのような人口の少ないところと比べれば大きな数字が出ることは当然かと思われませんが、今後の課題としてそういう方向に進んでいかないと、どうしても給食の負担金というのは子育ての中で大きなウエートを占めるものだと思っております。

そしてまた、それに付随することなのですが、今子供たちの中で、町で健康福祉課だったかで、子供たちの健康調査をなさいまして、小学生と中学生の中でいわゆる糖尿病の疑いのある子供たちの割合が非常に多くなってきている。そういう状態を見ると、50何%という受診率だったので、聞いたところ、予算がなくて打ち切ったのだという話だったので、何とか全員が小中学生で受けられるような形で今後この制度を持続していただきたいと思っております。

それから、TPP関連についてなのですが、今補助が出るのはどうしても大規模の農業経営な部分にだけで、いわゆる小さな零細、そして家族経営のような農家では補助金もほとんどない。そしてまた、今までの減反補償もなくなるという中で、農家の方々から私のところにも「何とかならないのか」という声が上がってきておりますが、その辺から考えても、いわゆる今年度安倍政権が出してきた予算の中でも、いわゆる中規模・大規模といいますか、経営体として経営が十分できるところを中心に支援を行い、そして、小さなところは淘汰してもしかるべきというような予算措置が組まれているようなので、その辺のところ少し目をかけてもらえないだろうかと思えます。

そして、さっきの森林の問題ですけれども、確かに伐期の考えの中で、選んでいただければ可能性はあると。でも、その前の段階の若い、20年、30年、そのくらいのところでも間伐をやっていかないと森の値段が出ない。いわゆるこの議場ぐらいの場所に葛がグルグルグルグルと回って、根っこまで光線が差さないような森が各地に出てきているわけです。つまり林家の中でも間伐では1銭も利益にならないということで、そういう

森の整備に取り組む家が出てこない。そこに補助金を使っていくような感じで、今後の境界明確化後にぜひともそういう面に目をかけていただければ、新しい森づくりにつながるものと思うわけです。

以上です。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 給食費と糖尿病で打ち切ったというようなことについては、ちょっと私、認識しておりませんので、全然つながりがないような感じをいたします。中学2年生の健診はやっておりますが、打ち切ったとかなんかということは、私全然聞いておりません。確かに今の子供さんも糖尿病というなことはあると思いますけども、それがどういう因果関係があるのか、給食費と、私はちょっと理解にその辺は苦しむところがあります。

それから、農家のT P Pにかかわるということですが、小さな農家を中規模な農家、大規模な農家というどういう定義をお持ちの上で今石川議員がお話しなさっているのか、ちょっと私もその辺はつかめません。大きな農家がどれぐらいだ、小さな農家がどれぐらいだというよりも、ぜひこういう経営体をやりたいと、あるいは地域の中では多面的機能支払とか中山間地域等直接支払とか様々な制度事業があります。そういう組織体に入りますと、やはりそういう中での様々なこれは対応ができるわけでございますので、何とぞどういう形での小規模農家、農家と言えるような話、家族でやっているということは家庭菜園という捉え方ができるわけですし、この辺について何とぞその辺の具体的な話をお願いしたい。

それから、淘汰をするということについては、今、国として様々な農地の集積事業をやっております。田んぼの集積事業などやっております。ぜひ小さな農家にご協力いただければ、小さな農家、田んぼがあつて、そういう大きくしていこうというような中で、参加していただけるならば、何も私は大きな課題というものはないと思っております。

ただ、その農家の定義がちょっと私つかめませんので、教えていただければありがたいと。あるいはまた、相談をしていただければ、こういう農家なのですがどうなのでしょうかと。これは石川議員さんのほうに相談に行かれるということでございますけども、ぜひそれを我々のほうにお伝えいただければとありがたいと思います。

それから、間伐でそのままということですが、今いろんな形で取り組みが出てきております。例えば木の駅プロジェクトなんかは、軽トラック1台大体何立米を積んでくるか私はわかりませんが、二、三立米は積んでおいでになるのではないのかなど。それに町内で使える金券をお出ししているということで、私聞いております。

だから、全然間伐が誰がやるのかということですが、誰がどのようにやるのか。要するにつるが絡まってどうのこうのありますが、それが誰のものであって誰がやるのかと。それに対して補助金の話も出ましたけれども、誰に補助金を我々は補助事業であります

よということをしてPRすべきなのか。何とぞその辺も教えていただければ、どういう形で対応できる。これは所有者の問題もいろいろありますし、何をやりたいのかということもありますし、ぜひその辺は教えていただければ我々としての対応をとることも可能になってくると思いますので、この辺についてはよろしくいろいろお願いを申し上げたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 石川重二君。

○10番（石川重二） 給食費が無料化が小さくなったというお話でございますが、先ほど言った中には、実際に夏休み終了後の検査のときとそうでないときで、すごく子供の健康の数値が違う。つまり家だけで3食食べて休みが終わった後には大変な健康負担が子供たちに出ているという数字が出ていたようなのですけども。

○議長（遠藤幸一） ちょっと暫時休憩いたします。

休 憩 （午後2時37分）

再 開 （午後2時37分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

○10番（石川重二） 先ほどの数字については、後で数字もらったものを持ってきたいと思います。

それから、先ほどの農地の問題ですが、一町歩前後の農家でもはやできないという人が非常に多くなってきたのですね。そういったところが出てきまして、そういう問題も出ているのだと思っております。

それから、あと、先ほどの林業の件ですが、確かにいろいろと町でやっている事業の中で、新年度取り組まれながら推進できることはありますが、境界明確化しないと、「ここの沢はこのだ」という感じで、くずが巻き始めたところがわからないこともあるようです。そういったところを調査しながら進めていただければ。

そして、町が進めていくこれからの新しい町の産業に木を生かすということで庁舎工事の際も言われてきましたけど、この間の西置賜行政事務組合白鷹分署建築工事に白鷹の大工さんが1人も職人としてついておられないのが現状のようでございます。

○議長（遠藤幸一） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午後2時39分）

再 開 （午後2時39分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

○10番（石川重二） 今後のまちづくりの中で町の産業とするなら、そういった大工さんたちの組合化とか、あるいはそういうことをしながら少し育てないと、下づくりをつくっていかないと、町外の大きな建設会社だけで地元の職人がプラスになっていない。その後できても、それが例えば金山町とか鶴岡市のように独自の産業として育っていかないのでないかという心配もされますので、その辺も含めてお話しただければと思います。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 先ほどの給食でございます。夏休みの前と後に調査をしたということですが、私どもではそういう調査をしたというような経過はないようでございますので、ぜひそういう結果なんかお持ちだということだそうでございますので、何とぞ後ほど我々のほうにお知らせいただければありがたいなと。これは家庭の問題と学校給食の問題では全く違う課題でありますので、この辺については明確に分けながらも、ただそういう資料というのは大変私も興味ありますので、何とぞご提供いただければありがたいと思います。

あと、農地の問題でございますが、先ほど申し上げましたように、農地についてはやはり今動きがそういう動きになっているという中で、どういう農家の方がお困りになっているのかと全然わかりませんので、ぜひそういう農家こういう農家ですよと、こういう方ですよと。これは全部農地の農家台帳もありますので、どういう農業をやられているのかということは大体わかりますので、あるいはその地域でどういう全体的な地域としての農業という取り組みをやっているかということなども把握をさせていただいておりますので、何とぞそういうことについても、具体的に私どものほうに情報提供いただきながらご相談いただければありがたいなと思います。

きょうの今の議員さんのご質問について具体的にはわかりませんので、なかなかお答えしにくいところありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、この森林の活用ということでございますが、境界明確化事業もこれからも進めていきたいということは、先ほどの施政方針で打ち出させていただいたとおりでございます。そこから参りますので、何とぞ皆さん集まってひとつ明確化に協力していただきたいというときには、ぜひご協力いただけるようにPRしていただければありがたいなと思っているところでもあります。

そのようなことで、今後におきましても山林の活用と、特に既に乾燥施設などもできておりますので、そこの中でも雇用というものも発生しております。何とぞその辺についてPRをしていただきながら、白鷹町ではこういう事業を展開し、そして具体的に進んでいるのですよと。

さらには、その大工さんが今どうのこうのとありましたけれども、私どもとしては、一人親方といわれる方々についても十分対応できるような方向性を今探っておりますので、何とぞその辺についてもご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤幸一） ほかにございませんね。

総括質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。一括議題とされた平成29年度各会計予算10件の審査につきましては、予算特別委員会に付託し審査することにしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、平成29年度各会計予算10件は、予算特別委員会に付託し審査することに決しました。

予算特別委員会は、3月14日及び15日に本議場で開会の上、審査を終了し、議会に報告されるよう申し添えます。

ここで暫時休憩をいたします。再開は3時といたします。

休 憩 （午後2時44分）

再 開 （午後3時00分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

○議第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第15、議第13号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

人権擁護委員鈴木和夫氏は平成29年6月30日に任期が満了するので、引き続き同人を候補者として推薦するため提案するものであります。

推薦者は、住所、白鷹町大字十王2931番地。氏名、鈴木和夫。生年月日、昭和27年11月1日であります。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第 13 号について、原案のとおり適任と決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

○議第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第 16、議第 14 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

人権擁護委員遠藤啓子氏は平成 29 年 6 月 30 日に任期が満了するので、その後任の候補者を推薦するため提案するものであります。

推薦者は、住所、白鷹町大字広野 3098 番地。氏名、向田美和子。生年月日、昭和 33 年 1 月 1 日であります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第 14 号について、原案のとおり適任と決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

○議第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第 17、議第 15 号 白鷹町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関連する規定を改正するため提案するものであります。

なお、内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明申し上げます。

議第15号 白鷹町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町個人情報保護条例等の一部を改正する条例。

別紙、改正要旨によりご説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法でございますが、の一部改正に伴い、町の条例により独自に個人番号を利用する場合においても、国の情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が可能となり、その連携に当たっては、番号法に基づく個人番号利用事務での手続を準用することから、文言の整理等所要の整備を行うものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明をいたします。

第1条 白鷹町個人情報保護条例の一部改正、第2条、定義、改、用語の定義規定に準用規定を追加するもの。

第22条の2 特定個人情報の利用停止等請求、改、引用条項を整理するもの。

第2条 白鷹町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の一部改正、第25条の2、情報提供等記録の提供先への通知、改、情報提供等記録を訂正した際の通知先に、独自利用事務で情報提供ネットワークシステムを利用した際の情報照会者及び情報提供者を追加するもの。

附則 この条例は、平成29年5月30日から施行するもの。

なお、施行期日につきましては、番号法の一部改正規定の施行期日に合わせまして、本条例につきましても施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第15号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第18、議第16号 白鷹町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児休業の対象となる子の範囲が拡大されたこと等に伴い、関連する規定を改正するため提案するものであります。

内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明申し上げます。

議第16号 白鷹町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例。

別紙、改正要旨によりご説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、育児や介護がしやすい環境整備を進めるための民間及び国家公務員に係る規定の改正内容に準じた地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児休業の対象となる子の範囲が拡大されたこと等に伴い、関連する条例の規定について所要の整備を行うものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明をいたします。

第1条 白鷹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正、第2条の2、育児休業法第2条第1項の条例で定める者、新、育児休業を取得できる子の範囲について、育児休業法の規定で定められた者に準ずる者として条例で定める者を規定するものでございます。

育児休業法の規定で定められた者につきましては、民法に基づく特別養子縁組を成立させるために必要な監護期間中の子及び児童福祉法に基づく将来的に養子縁組を結ぶことを前提とした「養子縁組里親」に委託されている子と規定をされているところでございます。

条例で定める者につきましては、子の親その他の親権を行う者または未成年後見人の意に反するため「養子縁組里親」として当該子を委託することができない職員の委託さ

れている当該子を養育している場合につきましては、取得できることとなるものでございます。

第2条の3 育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める期間、改、第2条の2の新設により条を繰り下げるものでございます。

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情、改、育児休業を取得できる子の範囲の拡大に伴い、育児休業の承認の取消事由に該当した子について再度の育児休業を取得することができる特別の事情について整理するもの。

第9条 育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情、改、育児休業を取得できる子の範囲の拡大に伴い、育児短時間勤務の承認の取消事由に該当した子について1年を経過しない場合に再度の育児短時間勤務を取得することができる特別の事情について整理するもの。

第19条第1項 部分休業の承認、改、文言を整理するもの。

第2項 文言の整理及び部分休業の承認時間から除く時間として、育児時間のほかに介護時間を追加するもの。

第2条 白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正。

第8条の3第1項 育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限、改、子の範囲を育児休業法の改正に準じて拡大をするもの。

第4項 改、第1項の改正に合わせ読みかえ規定の文言を整理するもの。

別表第2 改、子の範囲の拡大に伴う文言の整理等を行うもの。

附則 この条例は、平成29年4月1日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第16号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第19、議第17号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

消費税率引き上げ時期の変更に伴う地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の「環境性能割」の導入及び法人町民税の税率の見直しの時期の変更等について提案するものがあります。

なお、詳細につきましては税務出納課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 税務出納課長、田宮 修君。

○税務出納課長（田宮 修） ご説明いたします。

議第17号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町町税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町町税条例等の一部を改正する条例。

5枚おめくりいただき、一部改正要旨をごらんください。

今回の改正につきましては、消費税率引き上げ時期の変更に伴う地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の「環境性能割」の導入及び法人町民税の税率の見直しの時期の変更を行うこと並びに個人町民税における住宅ローン控除制度の適用期限を2年延長する等の所要の整備を行うものであります。

なお、消費税率引き上げ時期の変更につきましては、変更前が平成29年4月1日でありましたが、変更後平成31年10月1日となるものであります。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明いたします。

第1条 白鷹町町税条例の一部改正。

第79条 身体障害者等に対する軽自動車税の減免、改、文言の整理を行うもの。

附則第4条の3の2 個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除、改、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限を2年延長するもの。

附則第13条の3 条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、改、文言の整理を行うもの。

第2条 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正。

第8条 納税証明事項、改、平成28年改正条例第1条、消費税率引き上げ時期の変更に伴い、現行の軽自動車税を「種別割」に名称変更する規定を削除するもの。

平成28年改正条例第1条の2 消費税率引き上げ時期に合わせ、現行の軽自動車税を「種別割」に名称変更する規定を再度設定するもの。

第10条 納期限後に納付または納入する税金または納入金に係る延滞金、改から6ページ、附則第13条 軽自動車税の種別割の税率の特例、改までにつきましては、消費税率引き上げ時期の変更に伴います改正でございまして、昨年の12月議会でも改正させ

ていただいた内容を一旦削除しまして、同じ規定を再度設定するというものでありますので、説明につきましては省かせていただきます。

7 ページをごらんいただきたいと思います。

以下、白鷹町町税条例の一部を改正する条例の附則を改正する部分。

第1条第1号 施行期日、改、消費税率引き上げ時期の変更に伴い、文言の整理を行うもの。

第1条第2号 改、対象車の平成29年度分のグリーン化特例の規定については、平成29年4月1日から施行するもの。

第1条第4号 新、消費税率引き上げ時期に合わせ、白鷹町町税条例の一部を改正する条例第1条の2及び第2条、第3条の「環境性能割」に関連する部分について、平成31年10月1日から施行するもの。

第2条第3項 町民税に関する経過措置、改、消費税率引き上げ時期の変更に伴い、法人税率の新税率の適用に係る規定を削除し、第4項を繰り上げるもの。

第2条の2 新、消費税率引き上げ時期に合わせ、法人税割の新税率の適用に係る規定を再度設定するもの。

第3条の2 軽自動車税に関する経過措置、新、白鷹町町税条例の一部を改正する条例第1条中、附則第13条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用すること。

第4条第1項 改、新条例の規定中、「環境性能割」に関する部分は、平成31年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の「環境性能割」について適用する。

第4条第2項 改、新条例の規定中、「種別割」に関する部分は、平成32年度以後の年度分の「種別割」について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則 この条例は公布の日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第17号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第20、議第18号 白鷹町いじめ防止対策の推進に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

本町のいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、白鷹町いじめ防止基本方針の策定等について必要な事項を定めるため提案するものであります。

なお、内容につきましては教育次長より説明させますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 教育次長、菅原良教君。

○教育次長（菅原良教） ご説明を申し上げます。

議第18号 白鷹町いじめ防止対策の推進に関する条例の設定について。

白鷹町いじめ防止対策の推進に関する条例を次のように制定する。

白鷹町いじめ防止対策の推進に関する条例。

制定要旨に基づき説明をさせていただきますので、制定要旨をお開きいただきたいと思っております。

本条例につきましては、いじめ防止対策推進法に基づきまして、白鷹町いじめ防止基本方針でありますとか対応組織等について必要な事項を定め、本町のいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するといったものでございます。

条項、見出し、制定の要旨の順に説明をさせていただきます。

第1章 総則について定めるもの。

第1条 目的、この条項の制定目的を定めるもの。

第2条 定義、この条例において使用する用語の定義は、法において使用する用語の例によると定めるもの。

第3条 白鷹町いじめ防止基本方針の策定、法第12条の規定に基づき、基本方針を策定することを定めるもの。

第4条 いじめ防止等対策の推進、基本方針に基づき、いじめ防止等のための対策を推進することを定めるもの。

第2章 白鷹町いじめ問題対策連絡協議会について定めるもの。

第5条 設置、町は法第14条第1項の規定に基づき、協議会を設置することを定めるもの。

第6条 所管事務、協議会の所管事務を、いじめの防止等のための有効な対策及び連携の強化に関する事、関係機関によるいじめ防止等を目的とした啓発活動の促進に関する事について協議することと定めるもの。

第7条第1項から第2項 組織、協議会を、会長及び20人以内の委員による組織とするもの。委員は、教育委員会が委嘱または任命すると定めるもの。

第8条第1項から第2項 任期、委員の任期を2年とし、再任を妨げないとするもの。委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期を、前任者の残任期間とするもの。

第9条第1項から第3項 会長、協議会に会長を置き、会長は教育長とするもの。会長は会務を総理し、協議会を代表すると定めるもの。会長の職務代理をあらかじめ会長の指名により決定すると定めるもの。

第10条第1項から第4項 会議、会議は会長が招集し、会長が議長となることを定めるもの。会議の定足数、決議方法等を定めるもの。

第11条 守秘義務、委員に守秘義務を課すもの。

第12条 庶務、協議会の庶務は教育委員会事務局が処理すると定めるもの。

第13条 運営に関する委任、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定めるとするもの。

第3章 白鷹町いじめ問題専門委員会について定めるもの。

第14条 設置、教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、専門委員会を設置することを定めるもの。

第15条 所管事務、専門委員会の所管事務を、基本方針に基づくいじめの防止等のための有効な対策についての審議及び法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係についての調査と定めるもの。

第16条第1項から第4項 組織、専門委員会を6人以内の委員による組織とするもの。必要があるときは、専門委員会に臨時委員を置くことができるとするもの。専門委員会の委員及び臨時委員は、教育委員会が委嘱するものとし、委嘱に当たっては中立性及び公正性を確保することを定めるもの。

第17条第1項から第3項 任期、委員の任期を2年とし、再任を妨げないとするもの。委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期を、前任者の残任期間とするもの。臨時委員の任期を委嘱の日から調査を終了するまでと定めるもの。

第18条第1項から第4項 委員長及び副委員長、専門委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により決定すると定めるもの。委員長は会務を総理し、専門委員会を代表すると定めるもの。専門委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名すると定めるもの。副委員長は委員長を補佐し、必要に応じその職務を代理すると定めるもの。

第19条第1項から第4項 会議、会議は委員長が招集し、委員長が議長となることを定めるもの。会議の定足数、決議方法等を定めるもの。

第20条 意見の聴取等、専門委員会は、委員及び臨時委員以外の者の説明もしくは意見を聞き、または必要な資料の提供を求めるとするもの。

第21条 会議等の一部非公開、重大事態に係る事実関係に関することに係る会議及び調査の手続は、公開しないとするもの。

第22条 守秘義務、委員及び臨時委員に守秘義務を課すもの。

第23条 庶務、専門委員会の庶務は、教育委員会事務局が処理すると定めるもの。

第24条 運営に関する委任、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って別に定めるもの。

第4章 白鷹町いじめ重大事態再調査委員会について定めるもの。

第25条 設置、町長は、法第30条第2項の規定に基づき、再調査委員会を設置することができることを定めるもの。

第26条 所管事務、再調査委員会は、専門委員会の調査の結果の報告に係る再調査を行うとするもの。

第27条第1項から第4項 組織、再調査委員会を、6人以内の委員による組織とするもの。必要があるときは、再調査委員会に再調査臨時委員を置くことができるとするもの。再調査委員会の委員及び再調査臨時委員は、町長が委嘱するものとし、委嘱に当たっては中立性及び公正性を確保することを定めるもの。

第28条 任期、委員及び再調査臨時委員の任期は、再調査が終了するまでとするもの。

第29条第1項から第4項 委員長及び副委員長、再調査委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により決定すると定めるもの。委員長は会務を総理し、再調査委員会を代表すると定めるもの。再調査委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名すると定めるもの。副委員長は委員長を補佐し、必要に応じその職務を代理すると定めるもの。

第30条第1項から第4項 会議、会議は委員長が招集し、委員長が議長となることを定めるもの。会議の定足数、決議方法等を定めるもの。

第31条 意見の聴取等、再調査委員会は、委員及び再調査臨時委員以外の者の説明もしくは意見を聞き、または必要な資料の提供を求めるとするもの。

第32条 会議等の非公開、会議及び調査の手続は、公開しないとするもの。

第33条 守秘義務、委員及び再調査臨時委員に守秘義務を課すもの。

第34条 庶務、再調査委員会の庶務は、総務課が処理すると定めるもの。

第35条 運営に関する委任、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が再調査委員会に諮って別に定めるもの。

第5章 雑則について定めるもの。

第36条 委任、条例の施行に関し必要な事項について、町長または教育委員会が別に定めるもの。

附則 平成29年4月1日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第18号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第21、議第19号 白鷹町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

農業分野における制度改正への迅速な対応並びに観光・交流施策のさらなる推進を図る組織体制とするため提案するものであります。

なお、内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） 説明申し上げます。

議第19号 白鷹町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町課設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町課設置条例の一部を改正する条例。

別紙、改正要旨によりご説明をいたします。

このたびの改正につきましては、今後の行政運営に当たり、農業分野における制度改正への迅速な対応並びに観光・交流施策のさらなる推進を図る組織体制とするため、本条例を改正をするものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明をいたします。

第1条 課の設置、改、産業振興課を、農林課及び商工観光課にするもの。

第2条 課の事務分掌、改、農林課及び商工観光課の事務分掌を定めるもの。

附則第1項 施行期日、平成29年4月1日から施行するもの。

附則第2項 白鷹町議会委員会条例の一部改正、規定中に「産業振興課」を含む条例について、文言を整理するもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第19号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第22、議第20号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

非常勤の特別職の職員の報酬について、改定等を行うため提案するものであります。

なお、内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明申し上げます。

議第20号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

別紙、改正要旨によりご説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、非常勤の特別職の職員について、制度改革等に伴う報酬の見直しを図るとともに、新たに設置する附属機関の委員の報酬を定めるものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に説明を申し上げます。

別表第3 改、農業委員会の委員等及び教育委員会の委員の報酬について、制度改革に伴う業務の拡大等を勘案し、下記のとおり改めるものでございます。

農業委員会、会長、会長職務代理、委員につきましては、変更の額をそれぞれ48万円、33万円、28万円に改めるものでございます。

農地利用最適化推進委員につきましては、新たに設置をされるものでございまして、20万円と定めるものでございます。

教育委員会委員につきましては、21万円を28万円に改めるものでございます。

続きまして、「いじめ防止対策の推進に関する条例」に基づき、新たに設置される附属機関の委員の報酬を定めるものでございます。

いじめ問題専門委員会委員及びいじめ重大事態再調査委員会委員につきましては、日額2万3,000円以内で町長が定める額と定めるものでございます。

附則 この条例は平成29年4月1日から施行するもの。ただし、農業委員会の委員等の報酬については、現に在任する農業委員会の委員の任期満了の日の翌日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第20号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第23、議第21号 白鷹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

町が介護サービス等の基準を定めるに当たり参酌する国の基準の改正等を踏まえ、提案するものであります。

なお、内容につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、齋藤春美さん。

○健康福祉課長（齋藤春美） ご説明申し上げます。

議第21号 白鷹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をごらんください。

今回の改正につきましては、町が定める地域密着型サービスの基準の設定に当たり参酌する国の基準の改正等に対応するため、所要の措置を講ずるものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に説明申し上げます。

第60条の12 運営規定、改、第60条の34 運営規定、改、ともに文言の整理するもの。

第83条第6項 従業員の員数等、改、指定小規模多機能型居宅介護事業所が人員に関する基準を満たし、かつ同一敷地内にある事業所の人員基準も満たす場合に、従業員が従事できる職務に指定地域密着型通所介護事業所を加えるもの。

附則 平成29年4月1日から施行するもの。

なお、町内には該当する事業所はございませんが、長井市内には3事業所がございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第21号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第24、議第22号 白鷹町指定地域密着型介護予防サービスの事

業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

町が介護予防サービス等の基準を定めるに当たり参酌する国の基準の改正等を踏まえ、提案するものであります。

なお、内容につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、齋藤春美さん。

○健康福祉課長（齋藤春美） ご説明申し上げます。

議第22号 白鷹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をごらんください。

今回の改正につきましては、町が定める地域密着型介護予防サービスの基準の設定に当たり参酌する国の基準の改正等に対応するため、所要の措置を講ずるものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に説明申し上げます。

第45条第6項 従業員の員数等、改、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が人員に関する基準を満たし、かつ同一敷地内にある事業所の人員基準も満たす場合に、従業員が従事できる職務に指定地域密着型通所介護事業所を加えるもの。

第87条 準用、改、引用条項を整理するもの。

附則 平成29年4月1日から施行するもの。

なお、町内には該当する事業所はございませんが、長井市内には3事業所がございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第22号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第25、議第23号 白鷹町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

白鷹町就業構造改善センターを白鷹町スポーツ交流館として、都市公園の有料公園施設に追加するため提案するものであります。

なお、内容につきましては建設水道課長より説明いたさせますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 建設水道課長、今野秀一君。

○建設水道課長（今野秀一） ご説明申し上げます。

議第23号 白鷹町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町都市公園条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨によりご説明申し上げます。改正要旨をお開きください。

本条例の改正につきましては、白鷹町就業構造改善センターを廃止し、当該施設を都市公園「中丸公園」の有料公園施設に白鷹町スポーツ交流館として追加することを定めるものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順でご説明申し上げます。

別表第1の2 改、白鷹町スポーツ交流館を中丸公園の有料公園施設に追加するもの。

別表第3 改、白鷹町スポーツ交流館の使用料を次のとおり定めるもの。ホール、4時間以内につき1,080円。食堂、4時間以内につき1,080円。会議室1、4時間以内につき210円。会議室2、4時間以内につき210円。会議室3、4時間以内につき210円。和室1、4時間以内につき540円。和室2、4時間以内につき540円。

なお、これまでの就業構造改善センターの使用料と同額となるものでございます。

附則第1項 施行期日、平成29年4月1日から施行するもの。

附則第2項 白鷹町就業構造改善センター条例の廃止、白鷹町就業構造改善センター条例を廃止するもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第23号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第26、議第24号 荒砥駅前交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

荒砥駅前交流施設に観光案内機能を設け、本町の観光振興を推進していくため提案するものであります。

なお、内容につきましては教育次長に説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 教育次長、菅原良教君。

○教育次長（菅原良教） ご説明を申し上げます。

議第24号 荒砥駅前交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

荒砥駅前交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

荒砥駅前交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

荒砥駅前交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

設置、第1条 観光及び地域文化等に関する資料の展示及び情報提供を通して観光振興及び文化意識の高揚を図るとともに、住民の交流を促進するため、荒砥駅前交流施設を設置する。

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

第1号 観光案内施設。

附則 この条例は平成29年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決をいたします。

議第24号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第27、議第25号 山形県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

構成団体の名称変更に伴い、本規約の一部を変更するため提案するものであります。

なお、内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明申し上げます。

議第25号 山形県市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、山形県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約を次のように定める。

山形県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

山形県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように変更する。

別記第1 3 項中「置賜広域病院組合」を「置賜広域病院企業団」に改める。

別表第1 区の項組合市町村名の欄中「置賜広域病院組合」を「置賜広域病院企業団」に改める。

附則 この規約は平成29年4月1日から施行する。

このたびの変更につきましては、同組合が29年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、置賜広域病院企業団に変更されるための対応でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第25号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第26号から議第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第28、議第26号 平成28年度白鷹町一般会計補正予算（第10号）についてから、日程第34、議第32号 平成28年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）についてまで、以上、平成28年度各会計補正予算7件は、会議規則第36条の規定により、一括議題といたします。

初めに、議第26号 平成28年度白鷹町一般会計補正予算（第10号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

本件につきましては、国の補正予算事業の採択となった荒砥小学校大規模改修事業や萩野地区農地環境整備事業について計上するほか、町立病院の経営基盤強化経費の追加等に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

また、今後見込まれる財政需要等に備え、公共施設整備基金への積み立てを行うものであります。

対応する財源といたしましては、国・県支出金、地方債及び地方交付税等で対処するものであります。

このほか、国の補正予算対応等に係る繰越明許費の設定を行うものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ7,129万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ86億921万円とするものであります。

なお、内容につきまして総務課長より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

議第26号 平成28年度白鷹町一般会計補正予算（第10号）。

平成28年度白鷹町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,129万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億921万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加、変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款、補正額及び計を申し上げます。

2款地方譲与税、440万円の減額、9,380万円。

3款利子割交付金、70万円の減額、140万円。

4款配当割交付金、120万円の減額、440万円。

6款地方消費税交付金、160万円の減額、2億2,900万円。

9款地方交付税、1億5,444万3,000円、33億6,544万3,000円。

10款交通安全対策特別交付金、20万円の減額、230万円。

11款分担金及び負担金、307万5,000円の減額、5,391万4,000円。

13款国庫支出金、5,408万2,000円、7億3,879万5,000円。

14款県支出金、1億4,642万8,000円の減額、6億6,014万2,000円。

15款財産収入、84万2,000円、884万円。

17款繰入金、80万8,000円の減額、1億325万9,000円。

18款繰越金、1,545万3,000円、7億6,865万7,000円。

19款諸収入、38万8,000円、1億6,153万6,000円。

20款町債、450万円、11億910万円。

歳入合計、7,129万7,000円、86億921円。

続いて、歳出でございます。

1 款議会費、5万円、9,801万1,000円。

2 款総務費、8,991万1,000円、16億8,430万4,000円。

3 款民生費、1,165万1,000円の減額、21億8,029万3,000円。

4 款衛生費、5,209万6,000円、5億4,871万8,000円。

5 款労働費、1,000円、2,701万2,000円。

6 款農林水産業費、1億6,517万7,000円の減額、6億87万9,000円。

8 款土木費、6,149万6,000円の減額、8億4,233万3,000円。

9 款消防費、62万1,000円の減額、3億5,240万4,000円。

10款教育費、1億8,121万3,000円、10億9,809万9,000円。

11款災害復旧費、1,106万5,000円の減額、1億717万3,000円。

12款公債費、196万4,000円の減額、8億2,814万5,000円。

歳出合計、7,129万7,000円、86億921万円。

続いて、第2表 繰越明許費につきましてご説明をいたします。

款、項、事業名及び金額の順に説明を申し上げます。

2 款総務費 3 項戸籍住民基本台帳費、個人番号カード関連事業、114万6,000円。

3 款民生費 1 項社会福祉費、臨時福祉給付金給付事業、4,550万7,000円。

6 款農林水産業費 1 項農業費、農業用ため池整備事業、392万1,000円。地籍調査事業、2,274万5,000円。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、橋梁安全対策事業、3,018万1,000円。

10款教育費 2 項小学校費、荒砥小学校大規模改修事業、1億8,690万6,000円。

11款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費、林業豪雨災害復旧事業、434万7,000円。

次ページをお願い申し上げます。

次に、第3表 地方債補正について申し上げます。

最初、追加でございます。

起債の目的、学校教育施設等整備等事業。限度額、7,340万円。起債の方法及び利率につきましては、借入先との協定による。償還の方法、借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または、低利に借りかえることができる。

続いて、変更について申し上げます。いずれも限度額の変更を行うものでございます。起債の目的ごとに説明を申し上げます。

公共事業等について、2,500万円増額し5,280万円に、災害復旧事業について、140万

円増額し2,410万円に、一般事業について、3,150万円減額し1億1,600万円に、自然災害防止事業について、3,140万円減額し1,450万円に、緊急防災・減災事業について、1,680万円増額し4,930万円に、過疎対策事業について、4,250万円増額し5億8,140万円に、それぞれ変更をいたすものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。

廃止について申し上げます。

起債の目的、地方道路等整備事業、限度額670万円。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第27号 平成28年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

本件につきましては、事業の確定による国庫支出金等の変更等に対応するため所要の措置を講ずるものであります。対応する財源といたしましては、国庫支出金、繰入金、地方債及び繰越金等で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ1億7,221万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5億8,175万4,000円となるものであります。

なお、内容につきましては建設水道課長に説明いたさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（遠藤幸一） 建設水道課長、今野秀一君。

○建設水道課長（今野秀一） ご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

議第27号 平成28年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第3号）。

平成28年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,221万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,175万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。款、補正額、計のみご説明申し上げます。

3款国庫支出金、2,566万円の減額、8,204万円。

4款繰入金、288万1,000円の減額、2億6,526万5,000円。

5款繰越金、783万円、1,537万円。

7款町債、1億5,150万円の減額、7,990万円。

歳入合計、1億7,221万1,000円の減額、5億8,175万4,000円。

次に、歳出でございます。

1款公共下水道費、1億7,221万1,000円の減額、3億794万7,000円。

歳出合計、1億7,221万1,000円の減額、5億8,175万4,000円。

次のページをお開きください。

第2表、地方債補正。

変更。

起債の目的、公共下水道事業一般分、限度額1億1,580万円を7,580万円減額し、4,000万円に、過疎対策事業、限度額1億1,560万円を7,570万円減額し、3,990万円に補正するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第28号 平成28年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

本件につきましては、国民健康保険税の収納実績に合わせた調整、給付実績に基づく保険給付費の調整及び各種拠出金額の確定に伴う調整等に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては、国庫支出金、共同事業交付金及び繰越金等で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ1,882万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ19億1,680万6,000円となるものであります。

なお、内容につきましては町民課長に説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤幸一） 町民課長、中村裕之君。

○町民課長（中村裕之） ご説明申し上げます。

予算書、1ページをお開き願います。

議第28号 平成28年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

平成28年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,882万1,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,680万6,000円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをごらん願います。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款、補正額、計のみ申し上げます。

1 款国民健康保険税、ゼロ、2 億9,830万円。

3 款国庫支出金、2,945万6,000円、3 億9,327万4,000円。

4 款療養給付費交付金、9,171万9,000円の減額、4,273万6,000円。

5 款前期高齢者交付金、51万5,000円の減額、4 億3,990万7,000円。

6 款県支出金、184万円、9,156万9,000円。

7 款共同事業交付金、6,077万3,000円、4 億4,523万5,000円。

8 款財産収入、4 万8,000円、22万1,000円。

9 款繰入金、696万6,000円の減額、1 億2,208万2,000円。

10 款繰越金、2,590万4,000円、7,478万7,000円。

歳入合計1,882万1,000円、19億1,680万6,000円。

3 ページをごらん願います。

歳出。

2 款保険給付費、667万5,000円、11億8,567万9,000円。

3 款後期高齢者支援金等、102万4,000円の減額、1 億7,284万3,000円。

6 款介護納付金、15万6,000円の減額、7,106万7,000円。

7 款共同事業拠出金、1,241万円、3 億9,687万5,000円。

8 款保健事業費、ゼロ、2,578万7,000円。

11 款諸支出金、91万6,000円、1,425万7,000円。

歳出合計1,882万1,000円、19億1,680万6,000円。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第29号 平成28年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

本件につきましては、特定地域生活排水処理事業費の確定による事業費の調整等に対応するため所要の措置を講ずるものであります。対応する財源といたしましては、繰入金、地方債、繰越金等で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ1,644万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1 億

4,944万9,000円となるものであります。

なお、内容につきましては建設水道課長に説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 建設水道課長、今野秀一君。

○建設水道課長（今野秀一） ご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

議第29号 平成28年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）。

平成28年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,644万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,944万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。

款、補正額、計のみご説明申し上げます。

1 款分担金及び負担金、160万円の減額、460万円。

4 款県支出金、152万円の減額、72万円。

5 款繰入金、332万9,000円の減額、9,529万7,000円。

6 款繰越金、300万3,000円、445万8,000円。

8 款町債、1,300万円の減額690万円。

歳入合計1,644万6,000円の減額、1億4,944万9,000円。

次に、歳出でございます。

1 款農業集落排水事業費、1,644万6,000円の減額、8,594万2,000円。

歳出合計1,644万6,000円の減額、1億4,944万9,000円。

次のページをお開きください。

第2表、地方債補正。

変更でございます。

起債の目的、下水道事業、限度額1,000万円を650万円減額し350万円に、過疎対策事業、限度額990万円を650万円減額し340万円に補正するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第30号 平成28年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

本件につきましては、介護保険給付事業の実績に基づく保険給付費の調整等に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。対応する財源といたしましては、介護保険料及び繰越金等で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ3,853万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ16億3,239万6,000円となるものであります。

なお、内容につきましては健康福祉課長に説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、齋藤春美さん。

○健康福祉課長（齋藤春美） ご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

議第30号 平成28年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

平成28年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,853万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,239万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。

款、補正額、計のみを申し上げます。

1款保険料、1,053万8,000円、3億345万8,000円。

3款国庫支出金、619万8,000円の減額、3億9,899万円。

4款支払基金交付金、2,250万8,000円の減額、4億1,694万3,000円。

5款県支出金、1,028万6,000円の減額、2億2,243万6,000円。

6款財産収入、2万8,000円、15万8,000円。

7款繰入金、1,300万3,000円の減額、2億5,492万3,000円。

8款繰越金、289万8,000円、3,547万円。

歳入合計3,853万1,000円の減額、16億3,239万6,000円。

歳出。

1款総務費、75万1,000円の減額、4,207万7,000円。

2 款保険給付費、3,891万3,000円の減額、15億787万7,000円。

3 款地域支援事業費、ゼロ、4,840万4,000円。

4 款基金積立金、2万7,000円、2,271万7,000円。

5 款諸支出金、110万6,000円、1,122万1,000円。

歳出合計3,853万1,000円の減額、16億3,239万6,000円。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第31号 平成28年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

本件につきましては、後期高齢者医療保険料の収納実績に合わせ、後期高齢者医療広域連合納付金の調整を行うものであります。対応する財源といたしましては、後期高齢者医療保険料等で対応するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ294万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億3,932万円となるものであります。

なお、内容につきましては町民課長に説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 町民課長、中村裕之君。

○町民課長（中村裕之） ご説明申し上げます。

予算書1ページをお開き願います。

議第31号 平成28年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ294万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,932万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをごらん願います。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。

款、補正額、計のみ申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料、344万5,000円、8,204万円。

3 款繰入金、109万3,000円の減額、5,612万円。

4 款繰越金、59万円、98万8,000円。

歳入合計294万2,000円、1億3,932万円。

続いて、歳出でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、294万2,000円、1億3,630万4,000円。

歳出合計294万2,000円、1億3,932万円。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第32号 平成28年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

本件につきましては、収益的収支における現在までの状況を踏まえ、医業収益や一般会計からの負担金及び医業費用の調整を行うものであります。

また、資本的収支につきましては、国民健康保険特別会計からの繰入金及び医療機械購入費等の調整を行うものであります。

以上の結果、収益的収支につきましては、収入の総額に3,893万7,000円を追加し、総額を11億5,418万7,000円に、支出の総額から106万3,000円を減額し、総額を11億7,418万7,000円とするものであります。

なお、資本的収支につきましては、収入の総額から320万7,000円を減額し、総額を99万3,000円に、支出の総額から3,072万円を減額し、総額を9,550万1,000円とするものであります。

なお、内容につきましては病院事務局長に説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 病院事務局長、渡部町子さん。

○病院事務局長（渡部町子） ご説明申し上げます。

予算書の1 ページ目をお開きください。

議第32号 平成28年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、平成28年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量を、次のとおり補正する。

補正予定量、計のみ申し上げます。

1号、年間患者数 入院、1,095人の減、1万6,790人。外来、3,402人の減、4万1,553人。

2号、1日当たり患者数 入院、3人の減、46人。外来、14人の減、171人。

収益的収入及び支出の補正。

第3条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款、補正予定額、計のみ申し上げます。

収入。

第1款病院事業収益、3,893万7,000円、11億5,418万7,000円。

支出。

第1款病院事業費用、106万3,000円の減額、11億7,418万7,000円。

次ページ目をお開きください。

資本的収入及び支出の補正。

第4条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,202万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億2,202万1,000円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,450万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金9,450万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款、補正予定額、計のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入、320万7,000円の減額、99万3,000円。

支出。

第1款資本的支出、3,072万円の減額、9,550万1,000円。

重要な資産の取得の補正。

第5条、予算第9条を削る。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。

お諮りいたします。平成28年度各会計補正予算7件は、予算特別委員会に付託し、審査することにしたと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、平成28年度各会計補正予算7件は、予算特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

予算特別委員会は、3月8日に本議場で開会の上、審査を終了し、議会に報告されるよう申し添えます。

○延会の宣告

○議長（遠藤幸一） ここでお諮りいたします。本日の会議は、会議規則第24条第2項の規定により、これをもって延会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって延会することに決しました。

ご苦労さまでした。

延 会

〈午後4時30分〉